

外国人の受入れ・秩序ある共生のための 総合的対応策

令和 8 年（2026 年） 1 月 2 3 日
外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する
関係閣僚会議

[目次]

I	基本的な考え方	1
II	国民の安全・安心のための取組	4
第1	既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組	4
1	出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて	4
(1)	出入国管理DXの推進を含む出入国管理の適正化	4
(2)	在留管理の一層の適正化	5
ア	在留資格の審査の厳正な運用	5
①	マイナンバー等を活用した関係機関による情報連携の更なる活用を含む在留管理DXの推進等	5
②	在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化	6
イ	在留資格等の在り方・帰化の厳格化の検討	7
①	特定技能制度及び育成就労制度による適正な受入れ	7
②	在留資格「経営・管理」に係る適正化	9
③	在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る適正化	9
④	在留資格「留学」に係る適正化	10
⑤	在留資格「永住者」の在り方の検討	11
⑥	帰化の厳格化の検討	12
⑦	その他の在留資格の在り方等	13
(3)	不法滞在者ゼロプランの強力な推進等	14
ア	不法滞在者ゼロプランの強力な推進等	14
イ	不法就労対策の強力な推進等	18
①	偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りの強化等	18
②	外国人雇用状況届出制度の運用改善	19
ウ	外国人犯罪への適切な対応	20
エ	被仮放免者等の情報共有	21
オ	外免切替の厳格な運用等	22
(4)	秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備	23
(5)	在留許可手数料・査証手数料の見直し	26
ア	在留許可手数料の見直し等	26
イ	査証手数料の見直し	26
(6)	外国人の受入れの基本的な在り方の検討	27
2	外国人制度の適正化等について	27
(1)	マイナンバー等を活用した情報連携の更なる活用	27
(2)	税・社会保障・医療に係る制度の適正化	29
ア	国民健康保険料の収納対策・保険適用の在り方等の検討	29
イ	医療費不払への対応	30
ウ	出産育児一時金（海外療養費）への対応	31
エ	感染症予防と健康診断	32
オ	脱退一時金と社会保障協定	32
カ	生活保護制度の運用の適正化	33
キ	租税条約の見直し	34
(3)	日本語教育の充実	34

ア	来日前の日本語教育	34
イ	大人（労働者）に対する日本語教育	36
ウ	大人（生活者）に対する日本語教育	37
エ	子供に対する日本語教育	39
オ	日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上	41
(4)	福祉・教育・住居等制度の適正化	42
ア	児童手当の適正化	42
イ	就学援助制度の運用の見直し・適正化	43
ウ	外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化	44
エ	外国人学校に対する支援に係る運用の適正化	45
オ	公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居	45
カ	土葬に関する整理・検討	46
キ	外国法人等による予報業務に関する規制の強化	47
(5)	民泊・オーバーツーリズムへの対応	47
ア	各種民泊の適切な運営確保	47
イ	オーバーツーリズム対策の強化等	49
第2	土地取得等のルールの中身を、国土の適切な利用及び管理に向けた 取組	50
1	土地所有等情報の透明性向上	50
2	土地所有等情報の公開性確保	51
3	マンションの取引実態の把握	52
4	地下水採取に関する実態把握	53
5	外国人の土地取得等のルールの中身等	54
Ⅲ	外国人が日本社会に円滑に適応するための取組	57
1	日本語教育の充実＜再掲＞	57
(1)	来日前の日本語教育	57
(2)	大人（労働者）に対する日本語教育	58
(3)	大人（生活者）に対する日本語教育	59
(4)	子供に対する日本語教育	62
(5)	日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上	64
2	秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備＜再掲＞	65
3	外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化	68
(1)	外国人の目線に立った情報発信の強化	68
(2)	外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化	70
(3)	情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進	73
4	ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援	74
(1)	「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等	74
(2)	「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等	78
(3)	「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等	79
(4)	「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等	90
(5)	ライフステージに共通する取組	91
5	その他	94
(1)	秩序ある共生社会の実現に向けた、日本社会の意識醸成	94

(2) 外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携 ..	95
(3) 交付金の在り方の見直しを含む、支援策の拡充	96
(4) 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等	98

【はじめに】

令和7年11月4日、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議が設置され、高市内閣総理大臣から、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、基本的な考え方や取組の方向性を示すよう指示があった。

上記の指示を受け、新たに設置された関係閣僚会議の下、これらを示す「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を新たに取りまとめるに至った。

I 基本的な考え方

我が国に在留する外国人数は、令和7年6月末時点で395万6,619人と過去最高を更新し、平成16年と比較すると約2倍となり、出身国・地域も196か国・地域となっている。また、我が国を訪れる外国人も増加傾向にあり、令和6年の外国人入国者数は約3,678万人と、同じく過去最高となっている。

我が国に在留する外国人等の増加に伴い、このような社会情勢の変化を前提としていなかった諸制度の在り方について国民の関心が高まり、また、一部外国人によるものであるものの、我が国の法やルールを逸脱する行為や制度の不適正利用について、国民が不安や不公平を感じる状況も生じており、こうした状況に的確に対処する必要がある。

日本で生活・滞在する外国人には、まずは入国前に、日本語や我が国の社会規範や制度等を学び、入国後も、これを継続しつつ、我が国社会及び居住する地域コミュニティの一員として、責任ある行動をとることが求められる。もちろん、日本語や我が国の社会規範や制度等を学ぶ機会が必ずしも十分とはいえない現状を踏まえれば、外国人の受入れ環境を整備する日本社会側の取組も必要である。公正かつ明確なルールの設定とその厳正な運用を行うとともに、そうしたルール等を言語化・可視化し、外国人が理解できる取組も行うべきである。地方公共団体をはじめとする関係機関と連携し、国の責任において、このような環境を整備するとともに、外国人を受け入れることで裨益する受入れ機関の果たすべき役割を一層明確化する方策も検討していく必要がある。

その上で、我が国の法やルールを逸脱する行為に対しては、国籍にかかわらず公正かつ厳正に対処するとともに、在留する外国人の増加に対応できていない諸制度については適正化に向けて改善していくことが必要である。言うまでもなく、こうした取組を進める上では、事実関係や実態の正確な把握が不可欠である。多数の外国人が在留することを前提としていなかった諸制度については、そもそも事実関係や実態の把握が十分になされていない面も認められるため、IT・デジタル技術の活用もはかりつつ、これを改善していくことが求められる。また、外国人の出入国在留管理や制度の利用等の適正化を推進するためには、例えば、出入国在留管理庁が他の行政機関から保険料・税の納付状況等の情報を取得する、地方公共団体等その他の関係機関が出入国在留管理庁等から在留資格情報等を取得する、といった情報共有や相互連携が必要である。さらに、国民の不安は、正確かつ十分な情報が提供されていないことによる面もあると考えられるこ

とから、プライバシー等にも配慮した上で、可能な限り、正確かつ十分な情報を公表していくことも重要である。

また、近年、外国人等による我が国の土地及び建物（土地等）の取得に対して、安全保障や不動産価格高騰など様々な観点から国民からの懸念の声が上がっている。土地等は私的所有権の対象である一方、高い公共性を有する財産でもあり、その利用・管理の在り方は、まちづくりや生産基盤の維持から安全保障の問題まで広く波及するものである。このため、まずは土地等の取得・所有・利用・管理をめぐる課題を整理した上で、必要な規律の在り方を段階的に検討していく必要がある。具体的には、守るべきルール of 徹底、ルール違反の予防、ルールが守られなかったときの公的な観点からの関与の在り方を整理しつつ、生活レベルの対応と安全保障上の懸念に対応するための対処とで分けて考える必要がある。生活レベルでは、土地所有等情報の実態把握や制度の周知を行うとともに、マンションの取引や地下水採取を含む土地利用など不断にその在り方を検討することが必要である。安全保障の観点からは、将来的な懸念も含むリスクの整理、経済活動の自由とのバランス、諸外国の制度の研究、国際約束との整合性の観点から土地取得等のルールの在り方の検討が必要である。このような検討を通じて、現行制度を俯瞰しつつ、「国土の適切な利用と管理」という目指すべき方向性や国及び地方公共団体の役割を整理することが重要である。

このような既存のルールの遵守や制度の適正化といった「秩序」という視点に基づく取組を明確に打ち出し、安全・安心な社会を構築していくことは、秩序ある共生社会の土台となるものであって、これが揺るがされることがあってはならない。「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書」においても、「秩序は社会の土台、多様性は社会の力であり、この両者を両立させることが、真の秩序ある共生社会の道であると考えられる。」とされている点に十分留意する必要がある。

我が国に在留する多くの外国人は、勤勉で法や社会規範等を理解し、地域・産業を支え、日本社会に貢献している存在である。今後の我が国の安定と繁栄のため、そうした法や社会規範等を守りながら我が国で生活する外国人が正当に評価され、社会の一員として尊厳を持って生きられる社会を構築するとともに、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要があることも論をまたない。

今般の新たな総合的対応策においては、「秩序」という視点の重要性を打ち出している。我が国が目指すのは、国民・外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会であることを明確にしておく必要がある。そして、このような社会を実現する上では、今般の総合的対応策で新たに打ち出した「秩序」という視点に基づく取組とともに、政府が、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び従来の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき進めてきた外国人の受入れ環境整備に向けた取組も実施していく必要がある。両者の取組を着実に進めていくことで秩序ある共生社会の実現を目指していく。

以上の基本的な考え方を踏まえ、今般の総合的対応策においては、「現状と問題点」を提示した上で、これらの問題点を解決するため、政府において「実施中の施策」・「速やかに実施する施策」を整理して明らかにするとともに、具体化に向け直ちに着手すべき課題を「今後の課題」として示している。

最後に、外国人との秩序ある共生をめぐる状況は絶えず変化し続けていくものであり、今般の総合的対応策に盛り込まれている施策を実施していれば足りるというものではない。政府においては、今後も国民や我が国に適法に在留する外国人等の声に耳を傾けながら、地方公共団体、民間企業、民間団体等、関係機関とも連携の上、不断の見直しをしつつ、一体となって外国人との秩序ある共生社会の実現を目指していく。

Ⅱ 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

(1) 出入国管理DXの推進を含む出入国管理の適正化

i 現状及び課題

- ・ 「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人」との従来からの政府目標を前提に、厳格かつ円滑な出入国管理と不法就労・偽装滞在の防止が課題となっており、また、誤用・濫用的な難民認定申請も認められ、難民認定手続（一次審査）について平均処理期間が約2年と長期化しているため、そうした難民認定申請の抑制を含めた難民審査の迅速化が課題となっている。現状、来日外国人の情報の電子的な一元管理、分析が十分にできていないところ、効率的な情報分析や外交交渉等をより一層強化して、厳格かつ円滑な出入国管理の実現を図る必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 電子渡航認証制度（JESTA）に係る制度設計やシステム要件定義等を行うとともに、税関・入管手続に必要な情報を電子的に提供させる共同キオスク（入国・帰国する者が自分で操作する自立式の情報端末）や円滑な帰国のためのウォークスルーゲートを導入した。

〔法務省、財務省〕《施策番号1》

- ・ 退去強制が確定した外国人（被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者）が多い国に対し、出入国在留管理庁と外務省が協力して、不法滞在者の発生防止の取組を求めるなどの働きかけを実施している。

〔法務省、外務省〕《施策番号2》

iii 速やかに実施する施策

- ・ JESTAについて、政府においても当初令和12年までに導入予定であったものを前倒しした経緯を踏まえ、導入・運用開始に向けたシステム開発を速やかに行い、令和10年度中にJESTAを着実に導入する。

〔法務省〕《施策番号3》

iv 今後の課題

- ・ JESTA導入により、事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減を着実に実現する。JESTAを導入し、事前のチェックを行うことで不法滞在を企図する外国人等、我が国にとって好ましくない外国人の来日を未然に防止することが期待される。

JESTAの導入後には、短期滞在者の入国から出国までの情報を一元的に管理するとともに、後述する中長期在留者に係る情報管理のDXと併せて、これらの情報を、不法滞在者の迅速かつ的確な把握等に活用し、適正な管理を図る。さらに、今後、難民等認定申請に係る各種申請書類等の電子化など、難民等認定手続のDXを進め、審査手続の迅速化・効率化を速やかに実施する。

〔法務省〕《施策番号 4》

(2) 在留管理の一層の適正化

ア 在留資格の審査の厳正な運用

① マイナンバー等を活用した関係機関による情報連携の更なる活用を含む在留管理DXの推進等

i 現状と問題点

- ・ 在留資格手続における外国人の負担軽減や適正な在留管理の観点から、出入国在留管理庁において、マイナンバーを活用した情報連携等を通じて、各在留資格の在留審査における地方税の課税情報や社会保険料等の必要な情報を効率的に取得し、在留資格手続の利便性向上や正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現していくことが課題となっている。

ii 実施中の施策

- ・ 法令整備及び関係機関との必要な調整等を講じて、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる関係機関間の情報連携によって出入国在留管理庁が関係機関から情報を直接取得する仕組みを構築し、提出資料の省略による在留資格手続の利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現するための準備を進めるとともに、外国人の税・社会保険料等の情報共有・連携に関して、全ての在留資格の在留申請における提出資料に社会保険に関する法令の規定を遵守していることを証する文書等の規定を出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号。以下「入管法施行規則」という。）に追加した。

〔法務省、デジタル庁〕《施策番号 5》

- ・ 外国人情報の情報共有・連携の必要性に係る悉皆調査を実施した。

〔内閣官房、法務省、デジタル庁〕《施策番号 6》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 令和 9 年 3 月以降、出入国在留管理庁が関係機関から国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者等資格情報等の提供を受け、また、出入国在留管理庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供する。

〔法務省、厚生労働省、総務省、デジタル庁〕《施策番号 7》

iv 今後の課題

- ・ 今後、地方税の納税情報の関係機関から出入国在留管理庁への提供、生活保護等に関して出入国在留管理庁から関係機関への国籍、在留資格情報等の提供を検討する。

国税については、納税情報等の連携により、地方税については、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる納税情報の連携等により、上陸審査（再入国許可（我が国に在留する外国人が一時的に出国

し再び我が国に入国しようとする場合に、入国・上陸手続を簡略化するために出入国在留管理庁長官が出国に先立って与える許可。以下同じ。)を受けている者に対する上陸審査を除く。)及び在留審査や未納がある場合の納付勧奨に活用する仕組みを検討する。

〔法務省、厚生労働省、総務省、財務省、デジタル庁〕《施策番号 8》

- ・ 令和 7 年 12 月実施の悉皆調査結果を踏まえ、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携又はそれ以外の方法による連携が適切であるかを検証の上、出入国在留管理庁と他機関との間での情報共有・連携の実施を検討する。

〔内閣官房、法務省、デジタル庁〕《施策番号 9》

② 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化

i 現状と問題点

- ・ 令和 7 年 12 月末時点において、外国人住民のマイナンバーカードの保有率は約 6 割である。外国人がマイナンバーカードを取得し、在留管理における情報把握や行政運営の効率化を図るとともに、在留外国人の煩雑な手続を解消し、行政サービスの利益を遺漏なく享受できるようにするため、マイナンバーカードの申請を支援するとともに、在留カード等とマイナンバーカードの双方の機能を有する特定在留カード等（在留カード等とマイナンバーカードを一体化したもの）の保有を推進する必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 新規に上陸する中長期在留者に対しては、地方出入国在留管理官署において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行っている。また、市区町村での住居地届出義務の案内と併せてマイナンバーカードの取得の周知等を行っているところ、これを継続して実施するとともに、住所地市区町村に転入届がなされ住民票を作成する機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進している。

既に我が国に在留する中長期在留者等に対しては、地方出入国在留管理官署において在留期間更新許可申請時等に来庁する全ての中長期在留者にマイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、市区町村における引越しの際の転入届等の手続の機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進している。また、令和元年度に地方出入国在留管理官署と市区町村が連携して実施したモデル事業の結果を踏まえ、市区町村の要請を受けて、中長期在留者等が多く所属する機関等において、マイナンバーカードの申請支援の取組を行っている。これらの対応を行うことにより、中長期在留者等のマイナンバーカードの円滑な取得を図っている。

〔総務省、法務省、デジタル庁〕《施策番号 10》

- ・ 特定在留カード等の運用開始に向け、システムの整備等の準備を進めている。

〔総務省、法務省、デジタル庁〕《施策番号 11》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 特定在留カード等の運用を、令和 8 年 6 月から予定どおり開始し、特定在留カード等の普及促進に向けた積極的な施策を行う。

〔総務省、法務省、デジタル庁〕《施策番号 12》

iv 今後の課題

- ・ 運用状況やDXの推進状況を踏まえ、全ての在留外国人が原則として特定在留カード等を取得するための方策を検討する。その際、受入れ機関（所属機関、学校等）の責務において受け入れた外国人にマイナンバーカードを取得させる取組についても検討する。

〔総務省、法務省、デジタル庁〕《施策番号 13》

- ・ 受入れ機関に属さない在留資格をもって在留する外国人についても、同様にマイナンバーカードを取得するための取組について検討する。

〔総務省、法務省、デジタル庁〕《施策番号 14》

イ 在留資格等の在り方・帰化の厳格化の検討

① 特定技能制度及び育成就労制度による適正な受入れ

i 現状と問題点

- ・ 特定技能制度及び育成就労制度については、令和 7 年 3 月に基本方針を策定し、これを踏まえた育成就労制度の関係省令を同年 9 月に公布しており、令和 8 年度に施行日前申請を実施予定としている。
- ・ 分野別運用方針の策定に当たって、省人化を含む生産性向上及び国内人材確保の取組について厳密に精査し、特定技能制度や育成就労制度における受入れ対象分野や受入れ見込数を適切に設定する必要がある。
- ・ また、育成就労制度における転籍制限期間等についても、人材育成・人材確保や地方配慮の観点を踏まえ、適切に設定する必要がある。
- ・ 特定技能評価試験等の合格証明書の偽変造が疑われる事案が発生している。

ii 実施中の施策

- ・ 特定技能制度及び育成就労制度における受入れ対象分野や受入れ見込数、育成就労制度における転籍制限期間等を定める分野別運用方針について検討している。

関係省令等を踏まえた運用要領の整備や令和 8 年度から開始する監理支援機関の許可、育成就労計画の認定に係る施行日前申請に向けた準備をしている。

〔法務省、厚生労働省、警察庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕《施策番号 15》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 上記 i に記載した観点を十分踏まえた上で、特定技能制度及び育成就

労制度の分野別運用方針を速やかに策定する。

育成就労制度の関係省令や運用要領等の周知・広報を徹底するなどして、令和8年度からの施行日前申請、令和9年度からの施行に向けて円滑に運用開始できるよう必要な準備を着実に進める。

〔法務省、厚生労働省、警察庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕《施策番号 16》

- ・ 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するため、特定技能外国人が地域において速やかに就労を開始できるよう、地方出入国在留管理官署においては、「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請及び登録支援機関登録申請に係る標準処理期間内の処理を励行し、迅速な処理を行う。

〔法務省〕《施策番号 17》

- ・ 在留資格「特定技能」に係る在留諸申請の審査においては、これまでも偽造の疑いのある特定技能評価試験等の合格証明書の真偽確認を行ってきたところ、より厳正な審査に向け、特定技能評価試験等の合格証明書の偽変造防止のための更なる措置を講じる。

〔法務省〕《施策番号 18》

iv 今後の課題

- ・ 育成就労制度の運用開始に向け、施行日前申請に適切に対応できるよう、着実に準備を進めるとともに、外国人育成就労機構において、育成就労外国人等の支援・保護業務や相談援助業務を適切に行える体制を確保する。
- ・ また、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号。以下「日本語教育機関認定法」という。）の仕組みも活用して日本語教育の質の向上が図られるよう取り組む。具体的には、原則として認定日本語教育機関の「就労のための課程」において実施される育成就労外国人に対する日本語講習の適正な実施を図るための取組を進めるとともに、受入れ企業が日本語能力の向上を図るようにインセンティブ方策等を検討する。
- ・ 加えて、国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）を着実に実施するとともに、日本語教材の開発、現地日本語教師の育成のための日本語専門家等の各国への派遣、日本語教材購入助成等の支援の実施等、来日前における日本語学習支援の実施等の取組を進める。
- ・ 育成就労制度の運用に当たり、人手不足の地域で人材確保が適切に行われ、地域経済の活性化等に資するよう、地域産業政策の観点から、地域協議会の設置及び活用や、地方公共団体の地域協議会への積極的な関与を促しつつ、受入れ環境の整備等を進めるとともに、地方の受入れ機関に対する配慮施策を着実に実施する。
- ・ 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野における更なる生産性向上による省人化の取組や国内人材確保の取組を推進する。
- ・ また、外国人の受入れ状況や転籍状況等を継続的かつ的確に把握した上で、受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の対応を不断に検討す

る。

〔法務省、厚生労働省、警察庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕《施策番号 19》

② 在留資格「経営・管理」に係る適正化

i 現状と問題点

- ・ 在留資格「経営・管理」については、許可基準を改正し、同基準は令和 7 年 10 月 16 日に施行されているが、施行日以前からも同資格により在留が認められている事案の中には、いまだ事業の実態に疑いが持たれる案件も存在する。事業実態を明らかにして在留資格・在留管理の適正化を進める必要があるが、事業実態の把握を目的とした実態調査が十分にできていない実情にある。

ii 実施中の施策

- ・ 改正許可基準の施行前に行われた申請に対しては、現在、可能な限り実態調査を行うなどして厳格な審査を実施している。また、施行後に行われた申請については改正後の許可基準に基づき適正な審査を実施し、運用状況のフォローアップを行っている。

〔法務省〕《施策番号 20》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 特に同一ビルに小規模な事務所が集中しているケース等については、その事業実態に疑いが持たれることから、そのような事案に対しては、実態調査等を行うことで厳格な審査を実施し、処分するよう取り組む。

〔法務省〕《施策番号 21》

- ・ 厳格な在留審査及び国税の適正・公平な課税・徴収の実現に向けて、国税の納税義務の違反があった在留外国人について、国税庁から出入国在留管理庁への情報提供の対象範囲を拡充するとともに、出入国在留管理庁が保有する情報について、効果的・効率的な情報連携を実施する。

〔法務省、財務省〕《施策番号 22》

iv 今後の課題

- ・ 今後、実態調査や公租公課の履行状況等を踏まえて在留中の者の事業実態の把握に努め、運用状況を踏まえ、更なる改善方策について検討する。

また、許可基準の改正後の運用状況も踏まえ、当該在留資格の制度趣旨に沿った受入れとなるよう在留資格「経営・管理」に係る更なる改善方策について検討する。

〔法務省〕《施策番号 23》

③ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る適正化

i 現状と問題点

- ・ 近年、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留者数が増加して

いるところ、派遣による就労の具体的活動内容の実態が十分に把握できていないことや、認められた活動内容に該当しない業務に従事するなど、受け入れた外国人が資格該当性のない業務に従事する事案への対策が必要となっている。

ii 実施中の施策

- ・ 在留諸申請のうち、活動の実態に疑義がある案件については、審査を担当する地方出入国在留管理局の職員が勤務先に調査に赴くなどの実態調査を行った上で慎重な審査を行い、不適切な就労の防止を図っている。

〔法務省〕《施策番号 24》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 資格該当性のない業務に従事させている疑いのある受入れ機関や派遣先における活動状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討する。

〔法務省〕《施策番号 25》

- ・ 「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格について、資格該当性のない活動に従事することを防止するなど、適正な在留管理を図る観点から、申請書類の見直しを含めた在留審査等に係る運用の改善に取り組む。

〔法務省〕《施策番号 26》

iv 今後の課題

- ・ 外国人の適正な受入れを図るため、「技術・人文知識・国際業務」で受け入れた外国人の活動の実態を踏まえながら、受入れ機関の責任の在り方を含め、受入れ機関において専門的な業務に従事することを確保するための方策を検討する。

〔法務省〕《施策番号 27》

④ 在留資格「留学」に係る適正化

i 現状と問題点

- ・ 近年、在留資格「留学」の在留外国人数が増加しており、一層適正な在留管理を図ることが重要であるところ、週 28 時間を超えるアルバイトを行うなどの資格外活動違反も生じていることから、留学生が在留資格「留学」の趣旨に沿った形で在留することを確保する必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 文部科学省と出入国在留管理庁が連携した在籍管理の徹底や日本語教育機関認定制度に基づく日本語教育機関の適正化を図っている。また、資格外活動許可を受けた留学生について、外国人雇用状況届出を活用した資格外活動違反の調査を行っている。

〔法務省、文部科学省〕《施策番号 28》

- ・ 各種民間試験実施団体が実施する我が国の教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理官署提出専用の証明書を作成する仕組みを構築するなど合格証明書等の偽変造防止策を適正に講じるほか、各試験団体が地方出入国在留管理官署からの照会に応じるなどの仕組みを構築し、厳格な審査を実施している。

〔法務省〕《施策番号 29》

- ・ 検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用している。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用している。

〔警察庁、法務省、外務省〕《施策番号 30》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 外国人雇用状況届出を活用し、複数の稼働先で資格外活動を行っている留学生を特定するなどして、教育機関と連携した実態把握や指導を行う。

〔法務省〕《施策番号 31》

- ・ 令和9年から開始予定の公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携に合わせ、留学生の所得情報を活用することで、よりの確かつ厳格な審査を実施する方向で、資格外活動違反者の調査に係る運用の詳細を検討する。

〔法務省〕《施策番号 32》

iv 今後の課題

- ・ 資格外活動の実態等を踏まえつつ、資格外活動許可及びその管理の在り方（日本語教育機関による在籍者の資格外活動の適切な把握及び指導の在り方を含む。）について検討する。

〔法務省〕《施策番号 33》

⑤ 在留資格「永住者」の在り方の検討

i 現状と問題点

- ・ 在留資格「永住者」は、許可要件そのものが緩やかであると指摘されていることに加え、永住許可後に在留期間の更新などがないことから、許可後に永住許可要件を満たさなくなる場合があり、そのような在留状況が良好でない一部の悪質な永住者を容認し続けると、適切に在留している大多数の永住者への不当な偏見につながる恐れがあるため、適正な永住許可の在り方が問題となっている。

ii 実施中の施策

- ・ 永住許可に関するガイドラインにおいて、許可要件である「日本国の

利益に合すると認められること」について、公的義務を適正に履行していることを明記し、厳格に審査している。

外国人と日本人がお互いを尊重して生活できる社会の実現を目指すため、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）を改正し、「永住許可の要件の明確化」及び「永住者の在留資格に関する取消事由の追加」を行った。令和 9 年 4 月の施行に向け、ガイドラインの策定等運用について、作業を実施している。

〔法務省〕《施策番号 34》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 「永住者」について、許可までの在留資格・在留年数などの状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに許可の在り方を検討（特定技能から永住者に移行していく可能性を踏まえた検討を含む。）する。

永住者の在留資格の取消しについて、通報の要否を検討する国又は地方公共団体の職員や、永住者にとって参考となる事例を示すため、故意に公租公課の支払いをしないことに該当する事例等を記載したガイドラインの策定を含め、運用開始に向けて必要な準備を進める。

〔法務省〕《施策番号 35》

iv 今後の課題

- ・ 永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件についての見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムを受講することを条件とすることを含めて検討する。施行状況を踏まえて、取消事由の範囲の拡大も含め、更なる検討を進める。

〔法務省〕《施策番号 36》

⑥ 帰化の厳格化の検討

i 現状と問題点

- ・ 永住許可の本邦在留要件は原則 10 年以上とされているのに対し、帰化の住所要件が 5 年以上とされているのは不整合であるとの指摘がある。

ii 実施中の施策

- ・ 国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）第 5 条の条件を満たす者について、帰化を許可するかは法務大臣の裁量であり、帰化の審査においては国籍法の定める帰化条件の充足の有無を中心としつつ、「日本社会に融和していること」について、個別の事案を踏まえ、厳格に審査している。

〔法務省〕《施策番号 37》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 帰化の審査においては、国籍法の定める帰化条件の充足の有無を中心

としつつ、「日本社会に融和していること」について、個別の事案を踏まえて審査をしているところ、永住許可の審査との整合性の観点から、「日本社会に融和していること」の要件の審査において、原則として10年以上在留し、日本社会に融和していることが必要であるとする事など、帰化の厳格化のための審査の在り方の検討を進める。

〔法務省〕《施策番号 38》

iv 今後の課題

- ・ 帰化申請者が将来にわたって安定した生活を営むことができることなどの帰化の要件について、引き続き帰化の厳格化のための審査の在り方の検討を進める。

〔法務省〕《施策番号 39》

⑦ その他の在留資格の在り方等

i 現状と問題点

- ・ 適正な在留管理のための在留資格の在り方の不断の検討、実態調査の充実が必要であるところ、人的・物的体制の強化も図る必要がある。技能実習生の失踪者数は、これまでの取組により近年大きく減少しているものの、いまだ多くの失踪者が発生していることから、更なる失踪防止対策を講じる必要がある。また、在留管理における情報把握や行政運営の効率化を図りつつ、在留外国人の煩雑な手続を解消し、行政サービスの利益を遺漏なく享受できるようにする必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 在留資格に基づく活動の実態に疑義がある案件等の実態調査を強化している（引き続き必要な体制の整備を検討）。

〔法務省〕《施策番号 40》

- ・ 中長期在留者に行政サービス、支援が確実に行き届くよう、又は届出義務の履行を促すため、関係省庁及び地方公共団体等の協力を得て、届出上の住居地に居住実態のない中長期在留者について把握している。その上で、中長期在留者に対する指導を通して、適切に届出を行わせることにより中長期在留者の住居地に関する情報の整備を図っている。

〔法務省等関係省庁〕《施策番号 41》

- ・ 地方出入国在留管理官署における在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請などの在留申請について、標準処理期間内の処理を励行する。特に、永住許可申請や一部の在留期間更新許可申請について、標準処理期間を超えて審査処理に時間を要しており、引き続き、審査の迅速化に資する取組を進め、更なる処理期間の短縮を図る。

〔法務省〕《施策番号 42》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 資格該当性のない業務に従事することを防止するための方策を検討するほか、適正な運用を図るための点検及び運用の改善をする。さらに、

我が国において違法行為を行った外国人に対する在留審査を厳格化する。

〔法務省〕《施策番号 43》

- ・ 機微技術流出防止の重要性が高まっていることから、引き続き関係機関と緊密に連携し、留学生・外国人研究者等の受入れの審査強化等に取り組む。

〔法務省等関係省庁〕《施策番号 44》

iv 今後の課題

- ・ 在留資格の本来の趣旨に沿った形で運用されるよう、在留資格や資格外活動の実態等を把握し、これを踏まえて、受入れ機関がある場合にはその責任の在り方を含めて、在留資格や資格外活動許可の在り方を更に検討する。

〔法務省〕《施策番号 45》

- ・ 高度人材ポイント制について、運用開始以降の経済社会の変化等を踏まえながら、同制度において我が国の競争力とイノベーションの創出に資する高度人材をよりの確かつ円滑に受け入れることができるよう、在留実態を踏まえた上で、ポイント加算項目における年収基準等の見直し、ポイント加算項目の整理を通じて制度の更なる適正化、審査の迅速化等に取り組む。

〔法務省〕《施策番号 46》

- ・ 今後、デジタル技術による申請受理を通じた審査業務の効率化などの在留管理の高度化や、デジタル化された情報の分析による在留活動の効果的な把握、J E S T A 対象者への日本滞在に有用な情報発信について検討すべきである。

〔法務省〕《施策番号 47》

(3) 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等

ア 不法滞在者ゼロプランの強力な推進等

i 現状と問題点

- ・ 公の秩序の維持の観点も踏まえ、ルールを守る外国人を受け入れることが基本であるが、ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている状況に対する対応が課題となっている。
- ・ 適正な出入国在留管理と不法就労・偽装滞在の防止や、難民認定手続（一次審査）について平均処理期間が約2年と長期化しているため誤用・濫用的な難民認定申請の抑制を含めた難民審査の迅速化が必要である。

ii 実施中の施策

【入国管理】

- ・ 関係省庁との情報連携を通じた厳格な入国管理による不法滞在者の発生抑止に取り組んでいる。
- ・ 出入国在留管理庁において、退去強制が確定した外国人が多い国に対

して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組や送還の促進等に関する働きかけを強化している。

〔法務省、外務省〕《施策番号 48》

- ・ 帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国が存在することにより、退去強制令書の執行に困難が生じているところ、こうした国について、ハイレベルを含む二国間協議や送還忌避者の身柄引取りに特化した交渉の場等を通じて、身柄の引取りに協力するよう交渉を進めている。

〔法務省、外務省〕《施策番号 49》

- ・ 偽装滞在者に対する厳格な在留管理の実現のため、外国人雇用状況届出情報を活用するとともに、中長期在留者の所属機関に係る電子届出システムの普及拡大等による届出情報処理の迅速化を図り、偽装滞在者に対する在留資格取消手続を積極的に進めている。

〔法務省〕《施策番号 50》

【在留管理・難民審査】

- ・ 出入国在留管理庁においては、これまでも平成 30 年の「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直し」に基づき、誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するために在留制限（在留資格「特定活動」（難民認定等申請者用）を付与しない）を実施してきた。令和 7 年 5 月 23 日からは、最新の出身国情報等を踏まえて難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件（B 案件）を類型化して、在留制限を実施しており、今後も継続的に取り組んでいく。

〔法務省〕《施策番号 51》

【出国・送還】

- ・ 令和 5 年改正入管法により、いわゆる送還停止効の例外として送還可能となった者や重大犯罪者などを中心に、退去強制が確定した外国人について、早期送還を目指し、計画的かつ確実に護送官付き国費送還が実施され、送還数が増加（令和 6 年（1 月～12 月）は 249 件だったものが令和 7 年（1 月～11 月）は約 300 件に増加）している。

〔法務省〕《施策番号 52》

- ・ 退去強制が確定した外国人が多い国との間では、関係省庁・機関を交えた協議などを通じて送還の促進や送還忌避者の受入れに関する働きかけを実施している。

〔法務省、外務省〕《施策番号 53》

- ・ 送還忌避者の自発的な帰国を促進するため、令和 5 年改正入管法により対象者の範囲が拡大された出国命令制度や新設された上陸拒否期間短縮制度についてホームページ等により社会一般に対して周知し、退去強制手続中の者に積極的な活用を促すとともに国際移住機関（IOM）による自主的帰国及び社会復帰支援プログラムの活用を促進している。

〔法務省〕《施策番号 54》

- ・ 被仮放免者が仮放免の条件に違反していないかなどの動静監視に注力

し、その上で、条件違反者については収容するなど厳格な対応をしていくことで、不法就労の抑止を図っている。さらに、出入国在留管理庁と警察が協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発し、不法就労者の稼働先を減らすことにより、不法就労の防止に取り組んでいる。

〔法務省、警察庁〕《施策番号 55》

iii 速やかに実施する施策

【入国管理】

- ・ J E S T A の令和 10 年度中の導入に向けたシステム開発を速やかに実施する。

〔法務省〕《施策番号 56》

- ・ 出入国在留管理庁において、航空会社と連携するなどして、空港から速やかに退去させるための手段を確保する等、我が国にとって好ましくない外国人の入国を阻止するための官民で連携した取組の強化を検討する。

〔法務省〕《施策番号 57》

- ・ 退去強制が確定した外国人が多い国への働きかけについて、取組の効果等を踏まえた上で、関係省庁間で緊密に連携しながら一層厳格に対応する。

〔法務省、外務省〕《施策番号 58》

【在留管理・難民審査】

- ・ 難民等認定申請の早期かつ迅速な処理体制を整備し、その体制強化に努める。

〔法務省〕《施策番号 59》

【出国・送還】

- ・ 速やかな送還実施のため、引き続き必要な体制を整備・強化する。

令和 5 年改正入管法の経過措置の適用を受ける旧法に基づく被仮放免者に関し、速やかに送還等を行うことで仮放免が長期化することを防ぐとともに、逃亡等を防止するための手段を備えた収容代替措置である監理措置への移行を積極的に推進する。また、監理人や被監理者による入管法違反等の行為があった場合には、監理人の選定や監理措置決定の速やかな取消し等の厳格な対応をする。

〔法務省〕《施策番号 60》

iv 今後の課題

【在留管理・難民審査】

- ・ 難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件（B 案件）については類型化するなどして、処理の迅速化に努めているところ、対象類型の更なる見直しなど、誤用・濫用的な難民認定申請に対する厳正な対応を強化・充実させる必要がある。

〔法務省〕《施策番号 61》

- ・ 現在行っている難民認定申請の審査の迅速化のための取組の確実な実施や、難民認定申請の早期かつ迅速な処理体制の整備により、令和 8 年中に新規受理した申請を平均 6 か月以内に処理することを目指す。

〔法務省〕《施策番号 62》

- ・ 現在行っている難民認定申請の審査の迅速化のための取組を確実に実施しつつ、A I などデジタル技術の活用も検討しながら難民認定手続の審査手続の迅速化を図るための体制を整備することにより、当面の目標として全体の平均処理期間について令和 12 年までに 6 か月とすることを目指す。

〔法務省〕《施策番号 63》

【出国・送還】

- ・ 退去強制が確定した外国人のうち、令和 5 年改正入管法により、いわゆる送還停止効の例外として送還可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を強力に促進することで、新たな送還忌避者の発生を抑止する。また、送還忌避者の傾向や効果的な送還手法等について分析・検証を行いつつ、事案に応じた形態（護送官を付した個別送還、小規模の集団送還及び保安要員を付しての送還等）により送還を一層充実させ、不法滞在者ゼロを理念として、まずは当面の目標として、令和 9 年までに護送官付き国費送還の件数を令和 6 年の 249 人から倍増させることなどにより、退去強制が確定した外国人を令和 12 年末までに半減させることを目指す。

〔法務省〕《施策番号 64》

- ・ 不法滞在者ゼロプランを強力に推進するために必要な体制の強化を図るとともに、従事する職員の研修・訓練を更に充実させるなど、訓練体制の整備を図っていく。

〔法務省〕《施策番号 65》

【不法滞在者対策等】

- ・ 出入国在留管理庁において、主要国の水準や応益的要素等を考慮して在留関係手数料の在り方を見直して引上げを実施することや出入国管理システムの改修などにより、増加する外国人の適正かつ円滑な受入れ、共生社会の実現に向けた受入れ環境整備など、外国人との秩序ある共生社会の推進に向けた取組を強化するとともに、必要な人的・物的体制の整備を図る。また、入管 D X の一環としての J E S T A の令和 10 年度中の導入を目指し、外国人の入国から出国までの各種情報の一元的管理の実現を目指した上でのデジタル技術の活用や、その他必要な人員の確保などにより、在留審査の迅速化、在留状況や受入れ環境について適時適切な把握による在留管理の高度化及び在留支援の充実化を進めつつ、不法滞在者の一層の縮減を図る。

〔法務省〕《施策番号 66》

- ・ 外国人に関わる課題に関し、国及び地方公共団体の関係機関が連携し

て、外国人を含む住民の相談に迅速かつ効果的に対応等するための体制を整備するとともに、効果的な入管法違反事案その他の違法・不正事案の取締りにつなげることも検討する。

〔法務省、警察庁〕《施策番号 67》

【退去強制の在り方】

- ・ 退去強制事由の拡大について、海外事例を参考にしながら検討する。

〔法務省〕《施策番号 68》

イ 不法就労対策の強力な推進等

① 偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りの強化等

i 現状と問題点

- ・ 令和 6 年中に退去強制手続等を執った外国人 1 万 8,908 人のうち不法就労事実が認められた者が、1 万 4,453 人いる。
- ・ 偽変造、失効在留カードを利用して、就労可能であることを偽装して不法就労活動を行う事案も指摘されている。

ii 実施中の施策

- ・ 在留カード等読取アプリケーションについては、提示された在留カードが偽変造されたものではないことを容易に確認できるツールとして令和 2 年 12 月 25 日に公開し、無料配布しているところ、偽造在留カード防止対策の強化のため、アプリの周知や機能の充実を一層進める必要がある。

〔法務省〕《施策番号 69》

- ・ 地方出入国在留管理官署は、SNS 等を利用した不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報や外国人雇用状況届出情報等をもとに、入管 DX の一環として AI 等を活用したデータ分析を行うなど、情報の収集・分析機能の強化の検討を進め、不法滞在者等の取締りに活用する。また、警察や都道府県労働局等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、警察と合同で、不法就労助長者を含めた入管法違反者に係る摘発を積極的に行うなど、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方出入国在留管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。加えて、地方出入国在留管理官署は、不法就労助長者については、刑事処分の内容にかかわらず、警察等から情報提供を受けるなどして積極的に退去強制手続を執ることとする。

〔法務省、警察庁、厚生労働省〕《施策番号 70》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 在留カード等読取アプリケーション及び失効情報照会の普及を促進するとともに、これらの連携を含めた機能の充実等、不法就労対策及び偽変造在留カード対策を推進する。

〔法務省〕《施策番号 71》

- ・ 不適正ヤードは不法就労の温床となっているとの指摘があることから、出入国在留管理庁は関係省庁と必要な情報共有を行うほか、関係法令の違反が認められる場合には、関係機関は行政指導や営業停止命令等の行政処分を実施することや、悪質な違反が認められる場合には事業許可の取消等を行うなどし、また、不適正ヤードに対する制度的措置を検討している関係省庁とも連携するなど、関係機関間の連携を強化する。

〔法務省、警察庁、環境省〕《施策番号 72》

- ・ 市区町村が抱える被仮放免者及び被監理者（以下「被仮放免者等」という。）に関する問題に出入国在留管理庁が必要な対応をするため、令和 8 年度中を目途に、出入国在留管理庁の相談窓口を市区町村に周知し、市区町村からの相談を基に、被仮放免者等の条件違反等が疑われる場合は、必要な調査を行うなど、適切に対応する。

〔法務省〕《施策番号 73》

iv 今後の課題

- ・ 外国人に関わる課題に関し、国及び地方公共団体の関係機関が連携して、外国人を含む住民の相談に迅速かつ効果的に対応等するための体制を整備するとともに、効果的な入管法違反事案その他の違法・不正事案の取締りにつなげることも検討する。

<再掲> 〔法務省、警察庁〕《施策番号 67》

② 外国人雇用状況届出制度の運用改善

i 現状と問題点

- ・ 事業主には外国人労働者の雇入れ時と離職時に、氏名・在留資格等を在留カード等により確認し、厚生労働大臣に届け出る義務が課されている（未届又は虚偽の届出に対しては 30 万円以下の罰金）一方、摘発はごく僅かにとどまっている。
- ・ 外国人雇用状況の届出義務及び適正な届出が徹底されなければ、不法就労状態の是正も困難であることが課題となっている。

ii 実施中の施策

- ・ 在留カード等読取アプリケーションの使用の徹底を促す広報資料を作成し、周知している。

〔厚生労働省〕《施策番号 74》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 外国人雇用状況の届出義務を徹底するため、未届・虚偽届事案や、事業主の対応が悪質な事案への対応に係る都道府県労働局及びハローワークと警察等関係機関との連携を強化する。また、出入国在留管理庁と厚生労働省の連携を強化し、事業主に在留カード等読取アプリケーションの使用の確認の厳格化を図る。

〔厚生労働省、警察庁、法務省〕《施策番号 75》

iv 今後の課題

- ・ 今後、令和9年開始予定のマイナンバーを活用した情報連携に係る在留管理DXの推進等と並行して、手続の在り方を検討する。
〔厚生労働省、（法務省）〕《施策番号 76》

ウ 外国人犯罪への適切な対応

i 現状と問題点

- ・ 来日外国人犯罪は共犯事件の割合が高く、また、在留外国人数等が増加を続けていることを踏まえれば、警察において十分な通訳体制を確保する必要がある。
- ・ 訪日外国人旅行者や技能実習生、留学生等に対しては、官民が連携して日本の法令やマナー等を周知することが必要である。
- ・ 外国人による組織的窃盗等の違法行為が後を絶たないことから、その厳正な取締りを推進することなどが必要である。
- ・ 我が国における不法残留者数は、7万1,229人（令和7年7月1日時点）に上り、不法滞在者と地域住民との間でのトラブルがみられること等から、政府が策定する「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づき、適切に対策を推進することが必要である。
- ・ 来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に行われる傾向があるように見受けられること等を踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に盛り込まれているSNSの不正利用への対策は、外国人犯罪の抑止・検挙にも資するものであることから、これらを着実に推進する必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 外国人による組織的窃盗等の違法行為に関し、国内関係機関が緊密に連携するとともに外国捜査機関等との連携を強化し、厳正な取締りを推進している。

〔警察庁、法務省〕《施策番号 77》

- ・ 警察においては、部内通訳人の育成、部外通訳人の確保等を推進しているほか、取調べにおいては、対面での通訳を原則としつつ、必要に応じ、遠隔地から電話等により通訳を実施する取組を推進している。

〔警察庁〕《施策番号 78》

- ・ 国際対策室が設置されている刑事施設に国際専門官や民間通訳人を配置・契約して、希少言語も含めて翻訳・通訳業務を実施しているほか、その他の矯正施設においても必要時に国際対策室による翻訳、WEB会議システムによる通訳の共助等を実施しつつ、双方向通訳デバイスを積極的に活用することとしている。引き続き、収容状況に応じた通訳・翻訳体制の在り方について検討を進めていく。
- ・ 更生保護官署においては、外国籍の保護観察対象者等のうち、日本語での意思疎通が困難である者に対し、外国語で記載された保護観察等に関する説明書を活用するほか、通訳者の協力を得るなどしていること

ろ、引き続き、これらの取組の効果的かつ適正な実施を図る。

〔法務省〕《施策番号 79》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 警察においては、部内通訳人の育成、部外通訳人の拡充に加え、警察庁の調整によって都道府県警察間における通訳人の情報共有・相互紹介の取組等、通訳体制の拡充に向けた取組を推進する。

〔警察庁〕《施策番号 80》

- ・ 訪日外国人旅行者に対し、関係行政機関や民間事業者が連携して、様々な機会を捉えて広報啓発活動を実施することにより、日本の法令やマナー等を周知する。

〔法務省、国交省、外務省、警察庁〕《施策番号 81》

- ・ また、技能実習生や留学生等に対して、査証取得時、入国時等の広報啓発活動に加えて、監理団体や教育機関等からも日本の法令やマナー等に関する情報提供を行うよう働きかける。特に、技能実習生については、入国直後の入国後講習の機会を捉えて啓発活動を励行する。

〔法務省、厚生労働省、外務省、文部科学省、警察庁〕《施策番号 82》

エ 被仮放免者等の情報共有

i 現状と問題点

- ・ 被収容者の収容を解除する手段が、原則として監理措置となったことに伴い、被仮放免者は着実に減少していくことから、主として被監理者についての課題となるが、市区町村が被仮放免者等の情報を適切に把握することが必要である。
- ・ 市区町村が抱える被仮放免者等に関する問題について、市区町村から出入国在留管理庁に相談を行う際の窓口が不明確である。

ii 実施中の施策

- ・ 市区町村が被仮放免者等の情報を適切に把握することができるよう、本人の同意があった場合、又は市区町村から照会があった場合に、出入国在留管理庁から市区町村に情報提供を実施している（平成 24 年 6 月～）。

〔法務省〕《施策番号 83》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 出入国在留管理庁への被仮放免者等に係る条件違反等に関する情報提供について、警察庁と出入国在留管理庁との協議を進め、令和 7 年度中を目途に運用を開始する。

〔法務省、警察庁〕《施策番号 84》

- ・ 被仮放免者等の情報については、出入国在留管理庁と市区町村との間で、より適切な情報共有を図るため、令和 8 年度中を目途に、出入国在留管理庁が把握する被仮放免者等の情報の市区町村に対するプッシュ型での提供を開始する。

〔法務省〕《施策番号 85》

- ・ 市区町村が抱える被仮放免者等に関する問題に出入国在留管理庁が必要な対応をするため、令和 8 年度中を目途に、出入国在留管理庁の相談窓口を市区町村に周知し、市区町村からの相談を基に、被仮放免者等の条件違反等が疑われる場合は、必要な調査を行うなど、適切に対応する。

＜再掲＞〔法務省〕《施策番号 73》

iv 今後の課題

- ・ 市区町村に対してプッシュ型で提供した被仮放免者等の情報の利用実態等を踏まえ、共有方法や頻度など、更なる対応を検討する。

〔法務省〕《施策番号 86》

- ・ 市区町村が抱える被仮放免者等に関する問題の把握に努め、その実態等を踏まえて、国としての更なる対応を検討する。

〔法務省〕《施策番号 87》

オ 外免切替の厳格な運用等

i 現状と問題点

- ・ 基本的な交通ルールを理解していない「外免切替」により免許を取得した外国人による交通事故が発生したほか、海外では免許取得時に一定の居住・在留が求められている中、日本では当該要件がなく、観光客等が免許を取得することができるという問題や、外免切替手続の際の知識確認の問題が簡単すぎるという指摘があり、運転免許の住所確認の厳格化や知識確認・技能確認の審査内容の厳格化等を図る必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 令和 7 年 9 月に道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）を改正し、同年 10 月から、免許申請者の国籍にかかわらず、住民票の写しを添付させることを原則とし、また、外国人については、免許更新等の機会においても、住所の確認をすることとし、これらにより、在留資格のない者や観光等の「短期滞在」の在留資格の者には免許申請や更新を認めないこととした。

また、「外免切替」手続において行う知識確認・技能確認の運用についても、令和 7 年 10 月から、知識確認は、従来 10 問のイラスト問題であったものを改め、問題数を 50 問に増加させ、合格基準を従来の 70% 以上から、通常の学科試験と同様の 90% 以上に引き上げ、技能確認は、横断歩道の通過等を新たに追加するとともに、確認の採点基準についても、通常の新規免許取得時と同様のレベルに引き上げるといった変更を行い、これにより、「外免切替」の申請者に対し、日本の交通ルールを十分に理解しているかを厳格に確認することとした。

〔警察庁〕《施策番号 88》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 交通違反・事故に関して、出入国在留管理庁への被仮放免者等に係る条件違反等の情報提供について、警察庁と出入国在留管理庁との協議を進め、令和7年度中に運用を開始する。

〔警察庁〕《施策番号 89》

iv 今後の課題

- ・ 被仮放免者等の在留資格のない者について免許証の更新ができない措置等を講じたところであり、引き続き、外免切替や免許証更新時の厳格な運用を徹底するとともに、在留外国人に関する免許制度についての海外調査や交通事故実態等を踏まえ、更なる外国人運転者による適正な運転の確保のための方策を検討する。

〔警察庁〕《施策番号 90》

(4) 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備

i 現状と問題点

- ・ 国民の安全・安心を確保するためにも、外国人の受入れに当たっての環境整備が不可欠となっている。この点、外国人の受入れを巡っては、地方公共団体における負担増加も指摘されており、こうした負担への対策や国と地方公共団体、そして受入れ機関との役割分担の検討も課題となっている。
- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語をはじめ、日本の風土・文化を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが必要とされている。
- ・ 他方、外国人が日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られている。また、当該機会に参加するためのインセンティブが欠如していることが問題となっている。

ii 実施中の施策

- ・ 在留外国人に対して情報提供や相談対応を行う一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体を、国が外国人受入環境整備交付金により財政支援している。

〔法務省〕《施策番号 91》

- ・ 地方公共団体等が運営する外国人向けの相談窓口等の職員を対象に、生活上の困りごとを抱えた外国人を適切な支援につないで解決に導く役割等を担う外国人支援コーディネーターの育成・認証を実施している。

〔法務省〕《施策番号 92》

- ・ 令和6年3月に、日本での生活を考えている外国人や日本に住んでいる外国人がより円滑に日本で生活できるよう、日本の制度やルール、日本語学習に係る情報等を紹介する生活オリエンテーション動画を17言語で作成・公表した。令和7年12月現在、入国・在留手続の際に外国人本人に情報提供するとともに、地方公共団体や受入れ機関等の関係機関における活用を促進している。

〔法務省〕《施策番号 93》

- ・ 日本で暮らす上で知っておくべき社会制度や生活ルールを把握できる「外国人生活支援ポータルサイト」を多言語（109 言語に自動翻訳）で運営し、これらの情報を集約して発信している。
- ・ 令和 6 年度より、法務省職員が、民間団体等が主催する入国前の外国人及び在留外国人を対象とする対話型オリエンテーションに参画し、外国人のニーズや疑問を聞き取るとともに日本のルールや制度等を説明している。

〔法務省〕《施策番号 94》

- ・ 地方公共団体においては、総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」（令和 2 年度改訂）を踏まえた計画等の策定及び施策の推進を図っている。
- ・ 地方公共団体に対し、行政情報・生活情報の多言語化や、生活オリエンテーション等に係る地方財政措置の周知を行い、地方公共団体における外国人との秩序ある共生社会の構築を支援している。

〔総務省〕《施策番号 95》

- ・ ODA により実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成や日本語教育に係る技術協力やボランティア事業等を通じ、送出国や現地の教育機関等への支援を行っている。特に我が国の外国人政策との関係で必要と認められる場合は、日本の資格認定制度や地方の人材ニーズを念頭においた人材育成支援を実施している。また、送出国政府や関係機関における人権尊重の取組を促進するため、国際機関などと連携の上、相互学習を含む技術支援や情報発信等を ODA その他の資金を活用して実施している。

〔外務省〕《施策番号 96》

- ・ 在留外国人の 5 割以上が開発途上国出身者であることを踏まえ、開発途上国における労働政策を所掌する府省等に対する技術協力や送出国の法令調査その他の実態把握等を通じて、開発途上国の関係機関と日本側関係省庁、地方公共団体、関係団体等との連携強化、開発途上国の送出国の監督能力向上及び就労希望者を含む各関係者の情報アクセス向上を図り、法令に基づく適切な受入れ手続を促進している。また、来日前や帰国後に外国人労働者が、送出国側から適切な支援を受けられるよう、送出国側の情報提供体制強化や人材育成・能力強化支援、帰国者のキャリア開発・起業に係る支援等を行っている。こうした技術協力との関係がある場合は、地方公共団体や関係団体等が日本国内において進める取組の側面支援を行っている。

〔外務省、厚生労働省〕《施策番号 97》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 生活オリエンテーション動画ショート版を作成し、本編動画へ誘導するほか、我が国のルールや文化のみならず、生活上必要な日本語学習等の情報を紹介し、効果的な周知・啓発を行う。

〔法務省〕《施策番号 98》

- ・ 入国前及び在留外国人を対象として、ニーズや疑問を聞き取り、日本

のルールや制度等を説明する双方向型の対話型オリエンテーションを国主導で実施する。

〔法務省〕《施策番号 99》

- ・ 地方公共団体の職員が、国が行っている受入れ環境整備のための施策に関する理解を深め、それらを利用して、地域における外国人受入れ環境の整備に関する取組を充実させることができるよう、上記 ii に記載した取組を含め、必要な情報を集約して地方公共団体向けに提供する。

〔法務省〕《施策番号 100》

- ・ 地域社会のルール等の習熟の場の設置や、地域社会のルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費について、令和 8 年度から地方財政措置を講じる。

〔総務省〕《施策番号 101》

iv 今後の課題

- ・ 受入れ環境整備に取り組む地方公共団体への支援を一層充実させるため、アウトリーチ型のオリエンテーションの試行実施の実施状況等を踏まえつつ、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入環境整備交付金についての見直し等、一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討するなど、国と地方公共団体が連携して課題に取り組む。

〔法務省〕《施策番号 102》

- ・ 地方公共団体から国に相談できる体制を整備することを含め、国と地方公共団体の連携を強化するとともに、外国人在留支援センター（FRESC）型の相談窓口の地方展開など相談窓口等の更なる体制整備を進める。

〔法務省等関係省庁〕《施策番号 103》

- ・ 外国人に関わる課題に関し、国及び地方公共団体の関係機関が連携して、外国人を含む住民の相談に迅速かつ効果的に対応等するための体制を整備するとともに、効果的な入管法違反事案その他の違法・不正事案の取締りにつなげることも検討する。

＜再掲＞〔法務省、警察庁〕《施策番号 67》

- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する。プログラムの創設に当たっては、来日前、来日後初期、中期、長期の各段階やライフステージ、出身国・地域に応じて必要な内容（取組）を調査・検討するとともに、各省庁が実施する各種取組を精査の上、省庁横断的に実施すること等を考慮する。その上で、当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、対象とする在留資格も含め、検討する。その上で、日本語や我が国の制度・ルール等を学習する上記プログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた日本語教育環境整備、外国人の受入れによって裨益する受入れ機関が、外国人本人、配偶者及び子供に対する日本語教育や、違法行為やルール逸脱の防止等について果たすべき役割を一層明確にする方策を検討する。

〔法務省等関係省庁〕《施策番号 104》

- ・ 条約難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対して提供している「定住支援プログラム」の内容改善を含め、一層適切な支援の在り方を検討する。

〔法務省等関係省庁〕《施策番号 105》

(5) 在留許可手数料・査証手数料の見直し

ア 在留許可手数料の見直し等

i 現状と問題点

- ・ 我が国の在留外国人数は年々増加しており、令和7年6月末時点の在留外国人数は、過去最高の約396万人を記録し、今後も更なる増加が見込まれている。こうした状況において外国人の適正かつ円滑な受入れや秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備等に係る各種施策を強化・拡充することが不可欠である。
- ・ このような各種施策を強化・拡充するに当たっては、それに要する経費の増大が想定されるところ、受益者負担の観点から、外国人に相応の負担を求めることが必要である。

ii 速やかに実施する施策

- ・ 入管法について所要の改正を行うなどした上で、令和8年度中に在留許可手数料を見直して引上げを実施し、外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充する。
- ・ 主要国の水準等を考慮してJ E S T Aの手数料についても適切に設定する。
- ・ 在留手続や特定登録者カードの交付等に係る手数料について、電子納付を可能とするなど、外国人等の利便性向上を図る施策について検討する。

〔法務省〕《施策番号 106》

イ 査証手数料の見直し

i 現状と問題点

- ・ 日本及び諸外国の物価上昇や為替相場の変動にもかかわらず、昭和53年以来、手数料を改定しておらず、我が国の査証手数料は本来徴収すべきと考えられる金額から著しく安価な水準となっている。
- ・ また、厳格な査証審査を確保しつつ、一層の効率化及び円滑な査証発給を推進するため、デジタル技術の活用も含む査証関連業務への対応に必要な物的・人的体制の整備が急務。

ii 速やかに実施する施策

- ・ 令和8年度中に、査証手数料の見直しを行うとともに、査証については厳格な審査を確保しつつ一層の効率化を推進するため、デジタル技術の活用も含め、査証関連業務の最適化と体制強化を図る。

〔外務省〕《施策番号 107》

(6) 外国人の受入れの基本的な在り方の検討

i 現状と問題点

- ・ 今後、「在留管理の適正化」、「在留資格の在り方の検討」をより一層進めるとともに、多くの外国人が在留することを前提としていなかった諸制度の適正化を進めてもなお、我が国の人口が減少する中で、外国人比率の上昇が一定程度想定されることから、そうした事態も見据えて外国人の受入れの基本的な在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討を進めることが必要である。
- ・ 在留目的、活動内容が異なることから、在留資格ごとに課題が異なる。そうした観点等からの検討も必要である。
- ・ また、外国人の受入れに当たっての国、地方公共団体や受入れ機関等との役割分担が不明確との指摘もある。

ii 実施中の施策

- ・ 文化・風土・宗教の違いによる諸課題の把握や社会コスト算出を含め、外国人の受入れが我が国社会・経済に及ぼす影響等に関する基礎的な調査・検討（外国の事例調査を含む。）を可能な限り実施している。
〔法務省〕《施策番号 108》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 基礎的な調査・検討を受けて、省庁横断的に、更に具体的な調査・検討（外国人を受け入れることのメリット・デメリットも含む。）、将来推計等を行うとともに、体制の強化を検討する。
〔内閣官房、法務省等関係省庁〕《施策番号 109》

iv 今後の課題

- ・ 今後、外国人に係る諸課題（社会保障や教育、文化・宗教などを含む。）を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、関係省庁で連携して政府全体での検討を推進し、受入れに関する基本的な考え方を検討する。
〔全省庁〕《施策番号 110》
- ・ 上記検討において、外国人の受入れに当たっての国、地方公共団体や受入れ機関等との役割分担、関連する将来推計等を踏まえた受入れの在り方等を総合的に検討する。
〔全省庁〕《施策番号 111》
- ・ この点に関する検討は、「在留管理の適正化」・「在留資格の在り方の検討」の一層の推進や、多くの外国人が在留することを前提としていなかった諸制度の適正化の実施状況・成果等も踏まえつつ行う。
〔全省庁〕《施策番号 112》

2 外国人制度の適正化等について

(1) マイナンバー等を活用した情報連携の更なる活用

i 現状と問題点

- ・ 「特定技能」、「永住者」及び「高度専門職2号」以外の在留資格について、税・社会保険料の納付状況等が未確認。
- ・ 税・社会保険料の確認が電子化されておらず、申請人の負担のみならず、正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現していく観点からも課題となっている。

ii 実施中の施策

- ・ 法令整備及び関係機関との必要な調整等を講じて、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる関係機関間の情報連携によって出入国在留管理庁が関係機関から情報を直接取得する仕組みを構築し、提出資料の省略による在留資格手続の利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現するための準備を進めるとともに、外国人の税・社会保険料等の情報共有・連携に関して、全ての在留資格の在留申請における提出資料に社会保険に関する法令の規定を遵守していることを証する文書等の規定を入管法施行規則に追加した。

<再掲>〔法務省、デジタル庁〕《施策番号5》

- ・ 外国人情報の情報共有・連携の必要性に係る悉皆調査を実施した。

<再掲>〔内閣官房、法務省、デジタル庁〕《施策番号6》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 令和9年3月以降、出入国在留管理庁が関係機関から国民健康保険料及び国民年金保険料の納付情報、地方税の課税情報、医療保険被保険者等資格情報等の提供を受け、また、出入国在留管理庁が関係機関に対して、国籍、在留資格情報、出入国関連情報等を提供する。

<再掲>〔法務省、厚生労働省、総務省、デジタル庁〕《施策番号7》

iv 今後の課題

- ・ 今後、地方税の納税情報の関係機関から出入国在留管理庁への提供、生活保護等に関して出入国在留管理庁から関係機関への国籍、在留資格情報等の提供を検討する。

国税については、納税情報等の連携により、地方税については、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる納税情報の連携等により、上陸審査（再入国許可を受けている者に対する上陸審査を除く。）及び在留審査や未納がある場合の納付勧奨に活用する仕組みを検討する。

<再掲>〔法務省、厚生労働省、総務省、財務省、デジタル庁〕《施策番号8》

- ・ 令和7年12月実施の悉皆調査結果を踏まえ、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携又はそれ以外の方法による連携が適切であるかを検証の上、出入国在留管理庁と他機関との間での情報共有・連携の実施を検討する。

＜再掲＞〔内閣官房、法務省、デジタル庁〕《施策番号 9》

（２）税・社会保障・医療に係る制度の適正化

ア 国民健康保険料の収納対策・保険適用の在り方等の検討

i 現状と問題点

- ・ 外国人の国民健康保険料（税）の収納状況について、全国的な実態把握ができておらず、また独自に把握を行っている市町村に対し聞き取りを実施したところ、外国人の収納率が低い状況にある。
- ・ 国民健康保険においては、在留期間が３月を超える外国人は原則として被保険者となり、保険料を納めながら、等しく保険給付を受けることができる制度となっているが、その中には、日本の医療保険による治療目的で来日し、高額な治療を受けているような事例もあるのではないかと指摘がある。
- ・ 現在、健康保険組合・協会けんぽにおいて、加入者の在留資格情報等の取得を行っておらず、外国人加入者の国籍等の実態把握ができていない。このため、国において、外国人の医療費や高額療養費の活用実績について把握ができていない。これらを踏まえ、健康保険における保険者（健康保険組合・協会けんぽ）において、加入者の在留資格情報等を簡便に取得できるようにすることが重要。

ii 実施中の施策

- ・ 入国初年度の国民健康保険料（税）を前納させる仕組みを地方公共団体が導入できるよう、令和７年１０月に参考例等の周知を行ったところであり、これを踏まえ、希望する地方公共団体において、令和８年度から随時前納の仕組みを導入する。

〔厚生労働省〕《施策番号 113》

- ・ 国民健康保険については、市区町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する枠組みが適切に実施されるよう、引き続き取り組んでいく。

〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 114》

- ・ いわゆる「なりすまし」に関しては、マイナンバーカードによる本人確認及び被保険者資格の即時の有効性確認が可能となり、令和６年１２月から、マイナンバーカードを基本とする仕組みとなっている。また、窓口での本人確認の必要性が高いと考えられる場合は、外来患者に幅広く本人確認書類の提示を求める等の本人確認の方法を再周知した（令和７年８月）。

〔厚生労働省〕《施策番号 115》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 市町村において外国人の国民健康保険料（税）の収納状況を把握するためのシステム改修を令和８年度中に行う。出入国在留管理庁において、全ての在留資格について、令和９年６月から国民健康保険料（税）の納付情報を電子的に確認できるよう、公共サービスメッシュを活用し

た、マイナンバーによる情報連携を行い、上陸審査（再入国許可を受けている者に対する上陸審査を除く）及び在留審査や未納がある場合の納付勧奨に活用する仕組みを検討する。

〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 116》

- ・ 社会保険料を負担している一般国民から見て、不公平感につながらないよう、今後、健康保険についても、加入資格情報の適切な管理のため保険者が在留カード情報の取得を適切に行えるように、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携を行い、国籍、在留資格情報の取得を進める。

〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 117》

iv 今後の課題

- ・ 諸外国における外国人への医療保険の適用の在り方や不正受給防止対策に関する調査を実施の上、中長期的な観点から、外国人の保険適用や高額な医療給付の在り方、イギリスのイミグレーション・ヘルス・サーチャージの導入等を踏まえた財源確保の在り方、更には受入れ機関の責任の在り方等を含めた必要な対策を検討する。

〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 118》

イ 医療費不払への対応

i 現状と問題点

- ・ 医療費不払のある訪日外国人の次回入国時の審査を厳格化する仕組みの対象となる金額を引き下げるとともに中長期在留者に拡大すべきとの指摘がある。
- ・ 入国前の民間医療保険への加入促進が必要との指摘がある。
- ・ J M I P（外国人患者受入れ医療機関認証制度）認証医療機関等を拡大すべきとの指摘がある。

ii 実施中の施策

- ・ 20 万円以上の医療費不払のある訪日外国人の次回入国時の審査を厳格化するため、医療費不払のある訪日外国人の情報を医療機関から収集し、出入国在留管理庁に共有している（令和 3 年 5 月～）。

〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 119》

- ・ 入国前の民間医療保険への加入に係る調査研究について、諸外国の民間医療保険加入義務化の状況と日本に導入した際に想定される課題を整理（令和 6 年度）、有用な医療保険の補償額や補償内容等を調査している（令和 7 年度）。

〔厚生労働省〕《施策番号 120》

- ・ 入国前の民間医療保険への加入率引上げや入国前の加入義務付けに関して、関係省庁間で検討を推進している。

〔厚生労働省、金融庁、法務省、外務省、国土交通省〕《施策番号 121》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 医療費の不払がある訪日外国人に対する厳格な審査について、対象となる不払額を 20 万円以上から 1 万円以上に引き下げ、新たな医療費の不払いの発生を抑止する。また、対象を中長期在留者に拡大し、外国人患者の医療費不払情報を在留審査においても活用する。
〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 122》

iv 今後の課題

- ・ 訪日外国人が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、また、医療費不払の発生抑止のため、訪日外国人自身の適切な費用負担を前提として、入国前から民間医療保険への加入を求めるための制度的な取組を検討する。
〔厚生労働省、金融庁、法務省、外務省、国土交通省〕《施策番号 123》
- ・ 訪日外国人が滞在中も安心して医療機関を受診でき、医療機関も安心して訪日外国人の診療ができるよう、J M I P 認証医療機関等の拡大に向けた目標を定めた上での効果的な方策を検討する。
〔厚生労働省〕《施策番号 124》

ウ 出産育児一時金（海外療養費）への対応

i 現状と問題点

- ・ 出産育児一時金について、外国人が受給しているケースが一定程度あり、日本人への少子化対策としての効果が薄くなっているのではないかと指摘がある。
- ・ 出産育児一時金や海外療養費の支給に当たっては、不正受給の防止に取り組むべきではないかと指摘がある。

ii 実施中の施策

- ・ 被扶養者の認定に当たって、国内居住要件を令和 2 年度から導入。また、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点からの出産育児一時金、海外療養費における審査の厳格化、不正受給対策は効果を挙げているところであり、令和 7 年 8 月に支給の適正化に向けた対策等を再周知した。
〔厚生労働省〕《施策番号 125》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 出産育児一時金及び海外療養費の適正化に向けた対策等の周知に引き続き取り組む。
〔厚生労働省〕《施策番号 126》

iv 今後の課題

- ・ 今後、出産に対する保険給付方式の見直しに当たって、制度の趣旨を踏まえ、効率的・効果的な給付方法の在り方を検討する。
〔厚生労働省〕《施策番号 127》

エ 感染症予防と健康診断

i 現状と問題点

- ・ 日本で中長期滞在を予定している外国人に関しては、日本国内における感染症のまん延の防止や医療への負担軽減の観点から、入国前に必要な健康診断や予防接種を受けるなど、国内で感染症のまん延を引き起こす可能性がある者についての考え方の整理を示す必要があるのではないかと指摘がある。一方、現在、健康診断の受診結果の提出を入国の条件としているのは、外国人が特定技能に係る活動を安定的かつ継続的に行うことを確保する観点等から、在留資格「特定技能」のみであり、入国前の予防接種を求めている在留資格はない。

ii 実施中の施策

- ・ 外国人についても、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期接種の接種率の向上を図っている。また、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（17 言語）で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進めている。入国前結核スクリーニングの対象国から日本に中長期間在留する目的で入国しようとする者に対して、結核非発病証明書の提出を求めている。

〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号 128》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 感染症のまん延防止、医療への負担軽減等の観点から、外国人に対する入国要件としての予防接種記録や健康診断の受診結果などの提出の義務付けについて、他国の状況を調査する（令和 8 年夏中を目途）。

〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 129》

iv 今後の課題

- ・ 当該調査結果を踏まえ、我が国に中長期間滞在することとなる外国人の入国要件として予防接種記録や健康診断の受診結果などの提出を求めることを検討する。

〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 130》

オ 脱退一時金と社会保障協定

i 現状と問題点

- ・ 公的年金の脱退一時金制度は、滞在期間の短い外国人の場合は、年金制度の保険料納付が老齢年金に結び付きにくいことを踏まえ、外国人の帰国時に年金保険料の本人負担相当額を基準とした一時金を支給する特例的な措置であるが、これを受給するとそれまでの年金加入期間がなくなるため、外国人の年金受給に繋がりにくいとの指摘がなされていた。
- ・ 一方で、原則として社会保障協定の締結国間では両国の年金制度への加入期間を通算することができるので、我が国の年金制度への保険料納

付を外国人の老齢年金に結びつける確実な方策は、一定の時間を要するものの、社会保障協定の締結を進めることである。

- ・ こうした中で、外国人の滞在期間が長期化していることも踏まえ、日本人と同様に保険料納付が老齢年金に結びつくよう、社会保障協定の締結の推進が必要である。

ii 実施中の施策

- ・ 外国人が公的年金の脱退一時金を受給した場合、それまでの年金加入期間が被保険者でなかったものとされ、年金受給に必要な加入期間に含まれなくなる。このため、将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、令和7年に法改正を行い、再入国許可を得て出国した者には当該許可の有効期間内は脱退一時金を支給しないことを定めたところである。さらに、在留外国人の滞在期間の長期化や社会保障協定の締結国の増加など、我が国の在留外国人を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障協定の締結を更に推進し、加入期間の通算を通じた外国人の年金受給権の確保を進めている。

〔厚生労働省、外務省〕《施策番号 131》

iii 今後の課題

- ・ 脱退一時金制度については、平成6年の創設時に比べ、在留外国人の滞在期間の長期化により、老後を日本で暮らす可能性がある外国人が増加するとともに、社会保障協定の締結国が増加するなど、我が国の在留外国人を取り巻く環境が変化してきている。この点を踏まえつつ、ベトナムをはじめとする東南アジア地域等、在留外国人の多い国々との交渉等を含め社会保障協定の締結を更に進め、帰国後の年金受給に結びつきやすくなる外国人の増加を推進する。

〔厚生労働省、外務省〕《施策番号 132》

カ 生活保護制度の運用の適正化

i 現状と問題点

- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）は、憲法25条の理念に基づいて日本国民を対象と定めており、外国人の生存権保障の責任は、第一義的にはその者が属する国が負うべきという考え方に立っているが、他方、生活に困窮する外国人については、人道上の観点から「永住者」等の一定の在留資格を有する場合に、行政措置による保護を行っている。
- ・ 生活保護制度においては、現在、在留資格別の人数等の情報については把握することができないため、令和9年6月から福祉事務所において、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携を行い、国籍、在留資格等の情報取得を可能にすべく関係省庁と調整中であり、生活保護システムの標準仕様書の改定を行うこと等により在留資格の把握に努める必要がある。また、これらの情報を全国的に把握するためには、全国の受給状況を把握している被保護者調査への項目追加等を検討する必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 「生活保護担当指導職員ブロック会議」（令和7年9・10月に開催）において、生活保護担当課に対し取扱いの留意点等を周知した。
〔厚生労働省〕《施策番号 133》

iii 今後の課題

- ・ 地方公共団体の実務においてマイナンバーによる国籍、在留資格等の情報連携を可能とする。また、国においてもその情報を全国的に収集することを可能とするなどを通じて、生活保護行政と出入国在留管理行政が連携し、行政措置の対象となる者の見直しも含め、保護の補足性の原理との関係も考慮しながら、外国人による制度の適正な利用に向けた必要な措置を検討する。
〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 134》

キ 租税条約の見直し

i 現状と問題点

- ・ 在留外国人が取得する給与については、その居住している国において課税を受けることとするのが国際的なスタンダードとなっているが、我が国の租税条約のうち、近年改正されていない一部の国との租税条約においては、外国人留学生等が取得する給与について、一定の範囲で免税とする規定が設けられている。

ii 今後の課題

- ・ 上記の国際的なスタンダードと異なる規定が残っている租税条約については、改正交渉を進めるには相手国の同意が必要となることに留意の上、改正に向けた働きかけを継続的に行い、改正の機会をとらえて適切に見直す。
〔財務省、外務省〕《施策番号 135》

(3) 日本語教育の充実

ア 来日前の日本語教育

i 現状と問題点

- ・ 外国人材の円滑かつ適正な受入れの一環として、来日後に遭遇する生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力の測定、日本で生活や仕事をする際に必要な日本語を身につけるための教材等の開発、来日前に日本語能力を向上させるための海外における日本語教育基盤の充実等が必要。
- ・ 現地日本語教師の質の向上が課題である。

ii 実施中の施策

- ・ 日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、独立行政法人国際交流基

金において開発したＣＢＴ（Computer Based Testing）形式による「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」を、技能試験の実施状況や人材受入れのニーズ等を踏まえ実施している。

〔外務省〕《施策番号 136》

- ・ 「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、独立行政法人国際交流基金が言語教育・評価の国際標準に準拠して作成し、「日本語教育の参照枠」とも考え方を共有する「ＪＦ日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材「いろいろ」の開発及び普及を進めている。

〔外務省〕《施策番号 137》

- ・ 現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本から日本語教育の専門家を派遣し、開発したカリキュラムと教材を活用しつつ、効率的・効果的な日本語教育活動が可能な現地教師の育成を進めている。

〔外務省〕《施策番号 138》

- ・ 各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対して支援（教材調達等）するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、各種研修機会を提供するとともに、日本語教育専門家等による教育機関への巡回指導・支援を進めている。

〔外務省〕《施策番号 139》

- ・ 日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材に対し、独立行政法人国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図るほか、我が国の文化及び社会の魅力発信や交流のための取組を推進している。

〔外務省〕《施策番号 140》

- ・ 国際協力機構（ＪＩＣＡ）が実施する日系社会に対する日本語等のカリキュラムやテストの作成、講師派遣等の支援により、現地日系社会における日本語能力の水準維持を支援している。また、日系人の留学支援、日系社会研修などを通じて、親日派・知日派の人材を育成するとともに、在日日系人及び帰国後の日系人と日本との連携を強化している。

〔外務省〕《施策番号 141》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 育成就労制度に係る現地日本語教師育成等を実施する。

〔外務省〕《施策番号 142》

- ・ JFT-Basic は令和 8 年 8 月を目途に、育成就労制度に対応する。

〔外務省〕《施策番号 143》

- ・ 海外における日本語教育導入・普及促進支援事業を強化する。

〔外務省〕《施策番号 144》

iv 今後の課題

- ・ 育成就労制度の開始に向け、現地における日本語教育カリキュラム・教材開発支援、日本語教師の育成等、海外の日本語教育活動を引き続き支援する。

〔外務省〕《施策番号 145》

- ・ 特に現地日本語教師の質の向上が課題であることから、教師育成のための各種研修事業を重点的に実施する。

〔外務省〕《施策番号 146》

イ 大人（労働者）に対する日本語教育

i 現状と問題点

- ・ 外国人労働者をはじめとする在留外国人が増加し、日本語教育機関においては就労を目的とする生徒割合が増加するなど、我が国における日本語教育のニーズは増加するとともに多様化している。
- ・ 令和9年度から開始する育成就労制度では外国人労働者に対する認定日本語教育機関による日本語講習が制度化されるなど、就労分野をはじめとする多様なニーズに対し専門的な日本語教育機関が質の高い教育を提供することが求められている。

ii 実施中の施策

- ・ 国内での就労を希望する外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とする研修（総研修時間 100 時間）及び修了者に対する就労・定着支援を実施している。

〔厚生労働省〕《施策番号 147》

- ・ 技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、日本語教材を開発、提供する。

〔厚生労働省〕《施策番号 148》

- ・ 特定技能制度については、国内及びMOC作成国における日本語試験及び技能試験の実施を推進している。日本語試験について、技能試験の実施状況や人材受入れニーズ等を踏まえて実施を推進している。技能試験について、分野所管省庁等と連携の上、海外では試験実施国・試験実施回数を拡大し、国内では地方都市での実施・試験実施回数を拡大している。

〔厚生労働省〕《施策番号 149》

- ・ 特定技能外国人として我が国での就労を希望する者の技能試験及び日本語試験の受験を促進するための周知・広報を推進している。

「日本語教育の参照枠」によって、各試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、分野所管省庁において、新たな日本語試験の活用を検討するとともに、その際、出入国在留管理庁等においては、公表されている試験の実施に関する方針を踏まえ、関係省庁等と連携の上、試験水準の適正性（参照枠との対応関係を含む。）や不正受験防止策の確認など当該試験

の適正性を確認する。

〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省〕《施策番号 150》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 育成就労制度においては、育成就労外国人の効率的な技能修得や、外国人本人の権利保護、入国後の地域社会との共生といった観点を踏まえ、段階的に日本語能力を向上させることとしている。監理支援機関や育成就労実施者による日本語講習が円滑に行われ、育成就労外国人が効果的に日本語を習得できるようモデルカリキュラムの開発・普及促進を実施する。

〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 151》

iv 今後の課題

- ・ 育成就労制度の施行後に、監理支援機関や育成就労実施者において認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習が円滑に行われるよう運用する。

〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 152》

ウ 大人（生活者）に対する日本語教育

i 現状と問題点

- ・ 外国人等の日本語学習ニーズの増加を背景に、地域に居住する外国人等に対する地方公共団体による日本語教育環境整備を促進する必要があるとともに、一定数以上の外国人等が在住しているが、いまだ日本語教室空白地域等である地域に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等を含めた「生活者としての外国人」に対して、適切な内容の日本語学習機会を確保することが必要である。
- ・ 日本語教育機関の教育の質を担保する仕組みが必要である等の指摘を踏まえ令和6年度から創設された日本語教育機関認定制度の実施等を通じ、我が国における日本語教育の質の向上を図る。

ii 実施中の施策

【国の直接実施】

- ・ オンラインで日本語を自主学習するための動画教材「つながるひろがるにほんごでのくらし」を公開（20言語対応、「日本語教育の参照枠」A1～B1の日本語熟達度レベルの50の生活シーン、約200本）している。

〔文部科学省〕《施策番号 153》

- ・ 日本語教育機関と日本語教師の質保証を行う「日本語教育機関認定制度」を創設した（令和6年4月～、令和7年12月現在、認定日本語教育機関は64機関、登録日本語教員は10,218名）。

〔文部科学省〕《施策番号 154》

- ・ 「日本語教育機関認定法ポータル」において、認定日本語教育機関に

ついでに情報を多言語（18言語）で発信している。

〔文部科学省〕《施策番号 155》

- ・ 放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供している。

〔文部科学省〕《施策番号 156》

- ・ 関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。

〔文部科学省〕《施策番号 157》

- ・ 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（基本方針）」の具体的施策を含む日本語教育機関認定法に基づく取組や、同法の施行状況、その他現行の施策の実施状況を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討している。

〔法務省等関係省庁〕《施策番号 158》

【地方公共団体】

- ・ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」により、地方公共団体による地域の日本語教育体制整備を支援している。

〔文部科学省〕《施策番号 159》

iii 速やかに実施する施策

【国の直接実施】

- ・ 日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人等を含め、生活場面に応じた日本語をオンラインで自習できるICT教材（日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ））を多言語で提供しているところ、「日本語教育の参照枠」及びそれに基づく生活 Can do を参照しつつ学習コンテンツの充実を図る。

〔文部科学省〕《施策番号 160》

- ・ 就労分野における外国人の目的や受入れ先のニーズ等を踏まえた出口志向の教育高度化に向けて、日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラムの編成・改善等に関する支援を実施し、教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルを取りまとめ、広く日本語教育機関等に普及・展開する。

〔文部科学省〕《施策番号 161》

【地方公共団体】

- ・ 都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議の設置や総括コーディネーターの配置、日本語教育の実施数や受入れ人数の増加等の日本語学習機会の拡充、域内の日本語学習支援者等の人材育成支援、「日本語教育の参照枠」の活用促進等、地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援を拡充する。

〔文部科学省〕《施策番号 162》

- ・ さらに都道府県においては、市区町村との連携を促し、域内地域や市区町村における地域日本語教育コーディネーターの配置、日本語教室の運営支援、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修支援等の充実を図る。特に、日本語教室空白地域の解消や「特定の課題に対する学習ニーズ（特定のニーズ）」等に取り組む小規模団体が行う日本語教育等の取組の支援に対しても視野に入れる。

〔文部科学省〕《施策番号 163》

- ・ 地域日本語教育の総合的な体制づくりにおける、複数の市町村による連携やオンラインの更なる活用などによる広域的な日本語教育の展開や、認定日本語教育機関や登録日本語教員等の専門機関・専門家の活用等を促進する。

〔文部科学省〕《施策番号 164》

- ・ 地域社会のルール等の習熟の場の設置や、地域社会のルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費について、令和8年度から地方財政措置を講じる。

<再掲>〔総務省〕《施策番号 101》

iv 今後の課題

- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据え、日本語教育環境を整備する。

〔文部科学省、法務省〕《施策番号 165》

- ・ 各地域で実施する地域の日本語教育の質を確保する観点から、地方公共団体などの参考となる地域日本語教育に関するガイドラインの作成について検討するとともに、地域日本語教育における「日本語教育の参照枠」を活用した日本語指導が受けられる機会の拡充を進める。

〔文部科学省〕《施策番号 166》

- ・ 国内外において、また、ライフコースの全体を通じて、外国人等が自身の日本語の習得段階に応じた適切な日本語教育を受けられるようにするため、国の各種制度や日本語能力の判定試験等において外国人の日本語能力等に関する共通尺度として「日本語教育の参照枠」を活用するとともに、日本語教育機関等における「日本語教育の参照枠」に基づくカリキュラム作成や評価等の実施を促進する。

〔文部科学省等関係省庁〕《施策番号 167》

エ 子供に対する日本語教育

i 現状と問題点

- ・ 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約 6.9 万人（約 10 年間で 1.9 倍）と増加し、母語の多様化も進行。学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒も約 1 割存在している。（令和5年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より）全ての教員等が質の高い学びを提供できるようにすることが求められている。

- ・ 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和５年度）」より、日本語指導における「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数の割合が、高等学校では４．２％と低く、引き続き制度の周知・普及が必要である。

ii 実施中の施策

【国の直接実施】

- ・ 公立学校において、平成２９年度より施行された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和３３年法律第１１６号）の改正法の規定に基づき、令和８年度には日本語指導が必要な児童生徒１８人に対して１人の教員が基礎定数として措置されるよう、教員定数の改善を着実に実施している。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といったＩＣＴを活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援をしている。その際、母語の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体におけるＮＰＯや企業・大学等を含む幅広い主体との連携も促進している。

〔文部科学省〕《施策番号 168》

- ・ また、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を隔年で実施し、受入状況に係る実態や課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を図るとともに、日本語指導等の教材や多言語化された学校文書・動画資料等の普及を図るため、文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化に取り組んでいる。

〔文部科学省〕《施策番号 169》

- ・ 加えて、集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方についての実践的な研究の成果を踏まえた、日本人児童生徒と外国人児童生徒が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施、「散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究」の成果を踏まえた、散在地域での指導体制構築などのモデル的な取組を全国に普及する。
- ・ 学校における受入れや日本語指導の基本的な事項を示した手引について、引き続き周知・活用を図るとともに、同手引の内容を踏まえて作成した教師・支援者向け研修動画や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図っている。

〔文部科学省〕《施策番号 170》

- ・ 令和５年度から導入された、高等学校における日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例について、引き続き収集し、周知・普及を図る。

〔文部科学省〕《施策番号 171》

【地方公共団体】

- ・ 日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等

を行っている。

〔文部科学省〕《施策番号 172》

iii 速やかに実施する施策

【国の直接実施】

- ・ 外国人の子供が日本の学校教育を受ける前に、日本語や学習習慣の習得を目的とする地域における「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策を検討・提示する。

〔文部科学省〕《施策番号 173》

- ・ 初めて指導に携わる教師等向けの国が作成する研修動画等の一元化・提供、情報検索サイトにおける掲載教材等の充実を図る。

〔文部科学省〕《施策番号 174》

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、円滑な指導が行われるよう、ICTや生成AIの活用も含めた効果的な指導内容・方法等について国として日本語指導のガイドラインを体系的に示す。

〔文部科学省〕《施策番号 175》

- ・ 「外国人児童生徒等教育アドバイザー」による、新たに取り組を開始する地方公共団体への伴走支援等を実施する。

〔文部科学省〕《施策番号 176》

- ・ 外国人の子供が適切に教育を受けられるよう、令和9年度から、初期支援（「プレスクール（仮称）」）の抜本的な強化を図る。

〔文部科学省〕《施策番号 177》

【地方公共団体】

- ・ 令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等を拡充する。

〔文部科学省〕《施策番号 178》

iv 今後の課題

- ・ 地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握した上で、全国的に教育水準の維持・向上を図る。例えば、プレスクールや学校におけるプレクラス（初期指導）の地域の実情に応じた全国展開や、登録日本語教員の配置、多文化多言語の子供に応じた学習・指導計画を立てる生成AIの活用促進、心理的安全性を確保しつつ子供の強みを引き出す教育を実施する。

〔文部科学省〕《施策番号 179》

オ 日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上

i 現状と問題点

- ・ 国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展等を背景として、日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされている中、登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材の質的及び量的な確保を図るとともに、その社会的地位の向上を図ることが必要。

ii 実施中の施策

- ・ 日本語教育機関認定法に基づき、日本語教育機関の認定や、日本語教員試験の実施、登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関の登録などの登録日本語教員の資格制度を着実に実施することで、我が国における日本語教育の質の向上を図っている。

〔文部科学省〕《施策番号 180》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 登録日本語教員等の継続的な指導力向上を図り、多様な日本語学習ニーズに対応できるようにするため、日本語教師としての役割・段階や、日本語学習者の属性等に沿った指導に関する研修の充実を図る。
- ・ 今後大幅な増加が必要とされる、登録日本語教員など専門性を有する日本語教育人材の確保を図るため、日本語教師の養成を行う大学等を中心としたネットワークの構築により日本語教師養成・研修の地域的な拠点を整備するとともに、登録日本語教員の学校現場での活用などを見据えた教員免許と登録日本語教員の資格の両方の取得を目指す課程等、特色ある養成課程の展開を図る。
- ・ 認定日本語教育機関についての多言語情報発信など、日本語教育情報を一元的に発信するポータルサイト「日本語教育機関認定法ポータル」について、令和7年度中を目途に登録日本語教員の情報発信機能を実装し、日本語教育人材のニーズ増加等を踏まえた登録日本語教員のマッチングを促進する。

〔文部科学省〕《施策番号 181》

- ・ 増加する日本語教育ニーズに対応する登録日本語教員の確保の必要性を踏まえ、日本語教員試験のC B T (Computer Based Testing) 化に向けた試行試験を実施し、受験機会の拡大等に向けた検討を進める。

〔文部科学省〕《施策番号 182》

iv 今後の課題

- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムや、外国人児童生徒に対する教育（登録日本語教員の学校への配置）など、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策について検討するとともに、登録日本語教員の専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、処遇の改善を推進する。

〔文部科学省〕《施策番号 183》

（４）福祉・教育・住居等制度の適正化

ア 児童手当の適正化

i 現状と問題点

- ・ 外国人が居住する市区町村に転出の届出を行わず出国することにより、居住実態の把握が遅れるなどの事例があり、当該居住実態や監護実

態を適切に把握した上での支給の徹底が必要である。

ii 実施中の施策

- ・ 児童手当について、外国人の居住実態等を適切に反映して支給するよう、令和7年8月に市区町村に周知を実施した。

〔こども家庭庁〕《施策番号 184》

- ・ 各地方公共団体における外国人の不適切事案等について令和7年10月から12月に調査を実施した。

〔こども家庭庁〕《施策番号 185》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 児童手当における出入国関連情報の活用について、令和9年3月以降、公共サービスメッシュを活用した、マイナンバーによる情報連携を行う。マイナンバー情報連携の運用開始の際に改めて地方公共団体に周知するなど、引き続き、必要な対応を実施する。

〔こども家庭庁〕《施策番号 186》

iv 今後の課題

- ・ 各地方公共団体における外国人の不適切事案調査結果をもとに、必要に応じた対応策等の取組を検討する。

〔こども家庭庁〕《施策番号 187》

イ 就学援助制度の運用の見直し・適正化

i 現状と問題点

- ・ 国内に居住していないにもかかわらず、就学援助を受けている児童生徒がいるのではないかという指摘を踏まえ、就学援助を受けている外国人児童生徒の全国的な実態把握に取り組むとともに、適切な支給となるよう、周知徹底する必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 就学援助制度について、令和7年9月5日付けの通知において、居住実態を把握した上で、適切な支給となるよう都道府県に周知を行った。同日付けで、「居住実態がないのに就学援助を受給するなど偽りその他の不正の手段により受給している不適切な事例」を把握している場合について各地方公共団体に報告を求めたところ、該当事例の報告はなかった（令和7年10月7日時点）。

今後も引き続き、実態把握を行う。その際、不適切な事例の報告があった場合には、同様の事例が生じることのないよう、他の各地方公共団体に対して事例を共有するなど、各地方公共団体に対する指導助言等を行う。

〔文部科学省〕《施策番号 188》

iii 今後の課題

- ・ 居住実態を把握した上で、適切な支給となるよう、出入国在留管理庁等の関係省庁が保有する外国人情報との連携の在り方等を検討する。
〔文部科学省〕《施策番号 189》

ウ 外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化

i 現状と問題点

- ・ 令和7年7月の審議会（科学技術・学術審議会人材委員会）において、次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）について、①主として日本人学生の博士後期課程への進学への支援、②学生が安心して研究活動に専念できるようにするための支援、③大学による学生に対するキャリア支援や環境整備という事業趣旨を改めて明確化し、日本人学生、留学生、社会人学生など、対象に応じた支援とする方針が示された。
- ・ 文部科学省では、外国人留学生の受入れ推進を図るため、従来、各国公私立大学及び各国公私立高等専門学校において外国人留学生の適切な受入れ、在籍管理の徹底等がなされるよう求めている。また、令和6年4月26日には新たに「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」を決定し、在籍管理が適正に行われない大学等については、文部科学省より指導を行うこととしている。

ii 実施中の施策

- ・ 主として日本人の博士後期課程への進学を支援する事業について、令和7年7月に審議会で示された見直しの方針に基づき、外国人留学生への生活費相当額の支援は行わないこととし、令和8年2月頃に大学を公募する予定。

〔文部科学省〕《施策番号 190》

- ・ 留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、各大学、高等専門学校、専修学校に対して留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとともに、出入国在留管理庁と情報共有の上、在籍管理が不十分な大学等に対し、連携して実態調査及び指導を実施することで、留学生の在籍管理について更なる徹底を図っている。

〔法務省、文部科学省〕《施策番号 191》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を実施し、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等を指定・公表する。また、大学等における留学生の受入体制が「著しく不適切」と判断される場合、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の新規受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図っている。さらには、経営に課題を抱え

る大学等については、外国人留学生の在籍管理の適正性についても注視して指導等を強化するとともに、在籍管理の一層の徹底の観点から私学助成の減額・不交付措置等も検討している。

〔法務省、文部科学省〕《施策番号 192》

エ 外国人学校に対する支援に係る運用の適正化

i 現状と問題点

- ・ 国・地方公共団体から外国人学校への補助金等の状況を公表すること等を通して、各補助金の趣旨や目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保を促進する必要がある。
- ・ 高等学校等就学支援金制度については、政党間において、令和8年度以降の新たな制度について合意がなされ、合意において、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止するなどとされていることを踏まえ対応が必要である。

〔文部科学省〕《施策番号 193》

ii 速やかに実施する施策

- ・ 高等学校等就学支援金制度については、政党間での合意（※）も踏まえ、令和8年4月からの実施に向けて対応を検討する。

〔文部科学省〕《施策番号 194》

※ 「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）等

iii 今後の課題

- ・ 国・地方公共団体から外国人学校への補助金等の状況を公表すること等を通して、各補助金の趣旨や目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保を促進する。

〔文部科学省〕《施策番号 195》

- ・ 新たな高等学校等就学支援金制度については、政党間の合意も踏まえ、国民の様々な意見や実施状況等の分析を踏まえて、制度の施行後3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な見直しを行う。

〔文部科学省〕《施策番号 196》

オ 公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居

i 現状と問題点

- ・ 公営住宅等に外国人が多く居住することにより、特定の学校に外国籍の児童が急増して学校側に過大な負荷がかかるなど一部の地域で問題が生じている、という指摘がある。
- ・ 公営住宅・UR賃貸住宅等における外国人の入居実態について、把握している事業主体（地方公共団体、UR等）と把握していない事業主体が存在。
- ・ また、外国人入居者に緊急事態が発生した際に、国籍が分からないこ

と等により、事業主体による迅速な対応が困難な場合がある。

ii 実施中の施策

- ・ 一部の事業主体では、入居時に外国人の国籍、在留資格等を把握している。

〔国土交通省〕《施策番号 197》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 公営住宅・UR賃貸住宅等の全ての事業主体について、外国人の入居資格や入居時の確認方法等について把握するための調査を令和7年度中に実施する。

〔国土交通省〕《施策番号 198》

iv 今後の課題

- ・ 公営住宅・UR賃貸住宅等においては、今後の新規入居者について、国籍、在留資格等を把握することを検討。
調査結果や外国人が多く居住することで一部の地域で問題が生じているとの指摘があることを踏まえ、追加的な対応を検討。
併せて、日本語による円滑なやり取りが可能な緊急連絡先等の登録を求めることを検討。

〔国土交通省〕《施策番号 199》

カ 土葬に関する整理・検討

i 現状と問題点

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）は、火葬・土葬（埋葬）等の手続を定めたものである。墓地等の経営の許可等に関する事務は、昭和10年代には既に火葬率が埋葬（土葬）率を上回り、以降火葬が主流であったが、日本においても地域の風習として土葬が行われている地域もあること等から、住民の宗教的感情や風習、各地方の地理的条件や周辺的生活環境等を踏まえた墓地整備が求められるため、自治事務として行われている。
- ・ 他方で、昨今、外国人が信仰する宗教に沿った土葬墓地の新設を巡る動きがあり、これについて様々な懸念が示されているところ。

ii 実施中の施策

- ・ 「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）においては、上記も踏まえ、墓地埋葬法の目的として、「・・・埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」と規定されており、単に公衆衛生上の規制にとどまらず、その他の公共の福祉との調整が重要であることなどについて示している。

〔厚生労働省〕《施策番号 200》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 墓地埋葬法は、火葬・土葬（埋葬）等の手続を定めるものであるが、昨今の事情にも鑑み、地方公共団体に墓地経営の許可の事務等における実情の調査を令和 7 年度内に行う。

iv 今後の課題

- ・ 調査結果も踏まえ、地方公共団体において、地域の状況に応じて墓地経営の許可の事務等を滞りなく行うことができる観点から、参考となる他地域の条例を周知するなど必要な整理・検討を行う。

〔厚生労働省〕《施策番号 201》

キ 外国法人等による予報業務に関する規制の強化

i 現状と問題点

- ・ 情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある。

ii 速やかに実施する施策

- ・ 情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、許可の申請にあたって国内代表者又は代理人の指定を義務付けることや、国内代表者等の所在が不明である場合は簡易な手続により許可を取り消すことができるようにすること、許可を取得せずに予報業務を行う者等の氏名等の公表ができるようにすること等を盛り込んだ「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 86 号）の公布後 6 月以内の政令で定める日（公布日：令和 7 年 12 月 12 日）からの施行に向けて、所要の取組を進める。

〔国土交通省〕《施策番号 202》

（５）民泊・オーバーツーリズムへの対応

ア 各種民泊の適切な運営確保

i 現状と問題点

- ・ 民泊の数は毎年増加し、また、その利用者の内訳も約 54%（令和 6 年度）が外国人となっており、ホテル・旅館（外国人の利用は約 26%（令和 6 年度））に比べ、民泊は外国人に多く利用される傾向が見られている。
- ・ 法令手続が行われずに営業が行われている民泊（以下「無届民泊」という。）、騒音の発生やルールを守らないごみ捨てなど宿泊者による迷惑行為の発生やこれに対する事業者による迅速な対応が行われないといった、管理が適切に行われない民泊などが存在しており、各種民泊の適切な運営確保の徹底と不適切な事業者への厳正な対処が必要である。
- ・ また、民泊に関する制度が、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号））、特区民泊（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第

107号))及び簡易宿所(旅館業法(昭和23年法律第138号))に分かれていることに起因する問題がないか検討が必要である。

ii 実施中の施策

- ・ 旅館業法に基づく命令・罰則などの事例の周知等により、地方公共団体における無届民泊をはじめとした旅館業法違反に対する厳正な取締りや罰則などの規制による無届民泊の抑止の推進など旅館業の適正な運営の確保を図る。

〔厚生労働省〕《施策番号 203》

- ・ 旅館業法に基づき、公衆衛生上の規制のみならず、地域の実情に応じ、地方公共団体による指導や条例制定により、生活環境の悪影響を防止する一定の規制が可能であることを踏まえた適切な取組がなされるよう地方公共団体に周知する。

〔厚生労働省〕《施策番号 204》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 現在、住宅宿泊事業のみを対象としている「民泊制度運営システム」(観光庁)を拡充し、特区民泊や簡易宿所も対象に加えることによって、各種民泊を一元的に管理できるデータベースの整備を行う。

〔国土交通省、厚生労働省、内閣府〕《施策番号 205》

- ・ 仲介サイトからの法令手続が行われていない違法な民泊の削除などを確実にを行うため、当該データベースと仲介サイトのデータ連携を実現する。併せて、利用者がデータ連携している仲介サイトか判別できるようにするなどの工夫を検討する。

〔国土交通省、厚生労働省、内閣府〕《施策番号 206》

- ・ 各地域の実情などに応じて、生活環境の悪化の防止のため条例制定や立地規制などが適切に行われるよう、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の見直しを検討する。

〔国土交通省、厚生労働省〕《施策番号 207》

- ・ 適法な民泊であることや緊急時の連絡先の確認などを行いやすくなるよう各種民泊に係る標識の掲出や充実について検討する。

〔国土交通省、厚生労働省、内閣府〕《施策番号 208》

iv 今後の課題

- ・ 一部地方公共団体と連携しつつ、不適切な事業者への厳正な処分や地域の実情に応じた規制を行いやすくする手法や環境整備を検討する。併せて、警察のほか、出入国在留管理行政との連携確保のために講ずべき措置について検討する。

〔国土交通省、厚生労働省、内閣府〕《施策番号 209》

- ・ 民泊の管理の適正化や利用状況の透明性を高めていくためには、上記の行政側の「民泊制度運営システム」の拡充のみならず、宿泊者管理のデジタル化、キャッシュレスの推進など事業者側のDXも併せて進めていくことが必要であり、民泊全体でDXを推進する方策を検討する。

〔国土交通省、厚生労働省、内閣府〕《施策番号 210》

- ・ 例えば、宿泊事業者の管理業者への委託義務の相違など、民泊が住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法）、特区民泊（国家戦略特別区域法）及び簡易宿所（旅館業法）に分かれていることにより生じる制度的差異について対応方策（必要に応じ、法令上の措置を含む。）を検討する。

〔国土交通省、厚生労働省、内閣府〕《施策番号 211》

イ オーバーツーリズム対策の強化等

i 現状と問題点

- ・ 三大都市圏をはじめとした特定の都市・地域・時間帯に観光客が偏在・集中し、生活道路の渋滞やマナー違反等により地域住民の生活の質への影響等の課題が顕在化している。

ii 実施中の施策

- ・ 令和6年度補正予算等により、各地における生活道路の渋滞対策や公共交通の混雑対策、マナー違反对策などを支援している。

〔国土交通省〕《施策番号 212》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 中長期的視点に立つ抜本的な対策として、以下の取組を実施予定である。
- ① 地域の実情に応じたきめ細かいオーバーツーリズム対策を集中的実施・抜本的強化する。
- ② オーバーツーリズムの問題を根本的に解消するとともに、更なる観光客の受入れに向けてキャパシティを増強させるためには、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進が必要であることを踏まえ、インバウンドを全国各地に行き渡らせ、その経済効果を波及させるための魅力的な観光地域づくり、交通ネットワーク・宿泊施設等の機能を強化する。

〔国土交通省〕《施策番号 213》

- ・ 令和8年度税制改正大綱に基づく所要の法改正を経た上で、国際観光旅客税の税率引上げにより確保する財源等も活用し、上記取組を着実に実施する。

〔国土交通省〕《施策番号 214》

iv 今後の課題

- ・ 国際観光旅客税財源も活用し、現に一部地域で生じているオーバーツーリズムへの点的な取組に加えて、地方の魅力を活かした様々なコンテンツの造成や地方空港の更なる活性化策など交通ネットワークの機能強化を通じて地方誘客を促進することにより、インバウンドのフロー（観光客の流れ）そのものを構造的に変革する。その際、新たな問題を生じさせないように、インバウンドの恩恵を行き渡らせるとともに、オーバーツーリズム対策を講じるための、都道府県レベルで対策を講じる体制構築

策などを検討する。また、新たな観光立国推進基本計画においても、インバウンド数等の量的な目標に加え、インバウンド消費額等の質の追求に係る目標も盛り込むことを検討する。

〔国土交通省〕《施策番号 215》

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

1 土地所有等情報の透明性向上

i 現状と問題点

- ・ 外国人による我が国の土地取得等に対する国民の不安は、我が国の土地所有者等の実態がよく分からないことにも起因していると考えられる。我が国には様々な土地等関連制度があるものの、土地所有者等の国籍等（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の把握体制は十分に整備されていない。
- ・ このほか、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく国外居住者による不動産取得の報告制度では、取得者の国籍等を把握しているものの、居住用不動産など投資目的以外の取得が報告対象外とされているため、国籍等情報の把握は限定的である。

ii 実施中の施策

- ・ 農地については、取得者が個人の場合はその国籍等を、法人の場合は設立準拠法国のほか当該法人の役員及び主たる株主の国籍等を許可申請書に記載することとされ、国籍等を把握する仕組みが整っている。
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出及び重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。）に基づく届出では、届出者の国籍等又は設立準拠法国を把握する仕組みが整っている。

〔内閣府、農林水産省、国土交通省〕《施策番号 216》

- ・ 不動産の移転登記の申請時に登記名義人の国籍等を把握するため、法務省において省令改正の手段を実施中。必要なシステム改修を経て、令和8年度早期に施行予定。

〔法務省〕《施策番号 217》

- ・ 森林の土地の取得者や、当該者が法人の場合はその代表者、主たる役員・株主について、その国籍等を届出において把握するとともに、各市町村が整備する林地台帳に記載するため、林野庁において告示改正及び省令改正の手段を実施中。国籍等の把握は令和8年4月、林地台帳への記載は令和9年4月に施行予定。

〔農林水産省〕《施策番号 218》

- ・ 大規模な土地を取得したことにより国土利用計画法の届出をする者が法人の場合に、その代表者、主たる役員・株主の国籍等を把握するため、国土交通省において省令改正の手段を実施中。令和8年4月に施行予定。

〔国土交通省〕《施策番号 219》

- ・ 重要土地等調査法の特別注視区域における土地等の取得のため同法の届出をする者が法人の場合に、その代表者、主たる役員・株主の国籍等を把握するため、内閣府において内閣府令改正の手術を実施中。令和8年4月に施行予定。

〔内閣府〕《施策番号 220》

- ・ 投資目的以外の目的で我が国の不動産を取得した国外居住者についても外為法の報告対象とするため、財務省において省令改正の手術を実施中。令和8年4月に施行予定。

〔財務省〕《施策番号 221》

- ・ 多額の現金による不動産取得の事例が指摘される中、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の枠組みを活用した外国人を含む不動産取得に係るマネー・ローンダリング対策を的確に進めるため、個々の宅建業者が作成する「リスク評価書」作成についてのマニュアルを令和7年度中に策定予定。

〔国土交通省〕《施策番号 222》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 不動産取得に係るマネー・ローンダリング対策について、令和8年度中には、マニュアルを踏まえて全ての宅建業者が「リスク評価書」の作成を完了することを目指す。

〔国土交通省〕《施策番号 223》

- ・ 上記の省令改正等により、今後、新たに不動産を取得する者の国籍等の把握は可能となるが、既に所有されている不動産（いわゆるストック情報）の所有者の国籍等については、現行制度では把握できない。このため、ストック情報把握の代替措置として、不動産登記の登記名義人情報を活用し、日本人、日本法人を含む国外居住者による不動産の所有状況について、例えば人口の多い大都市単位などで簡易的に試算することを検討する。なお、国外居住者については、不動産登記申請時の住所確認書類から国籍が把握できる場合もあるため、各行政機関においては、所掌事務の範囲内において、実態把握のための参考データとして活用することも検討する。

〔内閣官房〕《施策番号 224》

iv 今後の課題

- ・ 土地等を所有している者が法人の場合に、当該法人を実質的に支配している者（実質的支配者）の国籍等の把握をより強化する必要がある。政府においては現在、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する多国間の枠組みであるFATF（金融活動作業部会）の第5次対日相互審査（令和10年夏頃）に向け、法人の実質的支配者の把握強化を検討しており、この検討と連携して土地等の実質的所有者を把握する仕組みについての検討を進める。

〔内閣官房、警察庁、法務省、財務省〕《施策番号 225》

2 土地所有等情報の公開性確保

i 現状と問題点

- ・ 不動産登記をはじめ、農地台帳、林地台帳等の土地関連データベース

は、個々の法令に基づき運用されているため、土地の所有等に関する情報を一元的に管理する統合データベースは存在しない。このため、土地所有等情報を適切に公開・提供するための制度的な枠組みが十分に整備されていない。

ii 実施中の施策

- ・ 令和9年度以降の提供を目指し、法務省が管理する不動産登記情報を基に行政機関等がオンラインでアクセスするための仕組み（不動産ベース・レジストリ）を検討中。

〔デジタル庁、法務省〕《施策番号 226》

iii 今後の課題

- ・ 国民に対して適切に公開すべき土地所有等情報を集約したデータベースとして不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関等や国民が適切にアクセスできる仕組みの構築を検討。（令和9年度以降）
- ・ 土地所有等情報のうち、国籍情報については、機微な情報でもあることから、アクセスできる行政機関等の職員の範囲を検討した上で、先行する法人ベース・レジストリにおける取扱いの整理も参考に、情報の取扱いの範囲の整理を行う。
- ・ 土地所有等情報に係る公開の方法についても、匿名化等の観点から、公開する地域の単位等について、丁寧な検討を行う。

〔内閣官房、デジタル庁、法務省〕《施策番号 227》

3 マンションの取引実態の把握

i 現状と問題点

- ・ マンション価格高騰の要因の一つとして外国人等による短期売買の増加を指摘する声があり、国外からの取得を含めたマンションの取引実態の把握がされていない。

ii 実施中の施策

- ・ 大都市部の新築マンションを対象に、短期売買や国外からの取得に関する実態を調査した。調査の結果（令和7年11月25日公表）、短期売買、国外からの取得のいずれについても、都内を中心に一部の大都市部で増加し、中心部に行くほど増加が顕著となる傾向や、年によっても大きく変動する状況などが見られた。
- ・ 上記調査結果を踏まえ、一般社団法人不動産協会において、「登録・購入戸数の上制限限」、「契約・登記等名義の厳格化」、「引渡しまでの売却活動禁止」するなど、日本人も含め、投機的取引抑制のための取組方針を決定した。

〔国土交通省〕《施策番号 228》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 今後も、同様の調査を実施する。現行の調査は、日本人を含む国外居住者の取得状況しか把握できていないが、不動産登記において国籍把握が可能となり、データ蓄積が進めば、国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態把握が可能となる。

〔国土交通省〕《施策番号 229》

iv 今後の課題

- ・ マンションの取得については、既に、一般社団法人不動産協会が「登録・購入戸数の上限制限」などの投機的取引抑制の取組を開始したところである。実需を伴わないマンション等の投機的取引については、外国人、日本人によらず抑制すべきことであり、取得規制による経済的影響も鑑みると、まずは、不動産協会の取組をフォローするとともに、マンション取得の実態把握を継続しつつ、業界と連携しながら必要な対応を検討するなど投機的取引抑制に取り組む。

〔国土交通省〕《施策番号 230》

- ・ 国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、その結果も踏まえて諸外国の取組も参考に、必要な対応策について、改めて検討を行う。

〔内閣官房、外務省、国土交通省〕《施策番号 231》

4 地下水採取に関する実態把握

i 現状と問題点

- ・ 林野庁が実施する「外国法人等による森林取得に関する調査」においては、外国法人等が取得した森林で、取水や地下水採取を目的とした開発等の事例は報告されていない。ただし、同調査は国土全域を対象とした網羅的なものではない。

ii 実施中の施策

- ・ 地下水保全や利用等に関する条例の制定状況や外国人等による地下水採取の事例について、全国の地方公共団体に調査を実施した（令和7年9月～10月）。調査の結果、地下水採取の規制について、26都府県236市区町村で269条例が制定されていた。また、外国人等による地下水採取の事例を把握している地方公共団体は12団体49件であるが、具体的な支障事例は報告されていない。

〔内閣官房〕《施策番号 232》

iii 速やかに実施する施策

- ・ メディアやSNS等で発信される外国人等の地下水採取に係る具体的な懸念について、情報収集・分析を行い、事実関係を確認するとともに、必要に応じて対応策を検討する。（年度内に開始）

〔内閣官房〕《施策番号 233》

- ・ 今後も、毎年、外国人等による地下水採取の事例に関する調査を実施する。なお、現状、地下水を採取した外国人等の国籍までは把握できていないため、国籍情報を把握するよう地方公共団体に働きかけるとともに、把握状況についても調査を行う。（毎年継続実施）

〔内閣官房〕《施策番号 234》

- ・ 現状、条例により地下水採取の実態が把握できている市区町村は714市区町村に留まる。国土全域の実態把握と適切な地下水の管理を実現するため、地方公共団体と連携しつつ、国籍情報を含む統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の実効性のある

仕組みについて、検討を開始し、令和8年夏までに基本的な考え方を整理するとともに、採取量の把握や採取が地下水量に与える影響などの技術的課題についても検討する。併せて、条例制定の事例や考え方を示すこと等により地方公共団体による条例執行を支援する。

〔内閣官房、国土交通省〕《施策番号 235》

iv 今後の課題

- ・ 法人の実質的支配者の把握強化の取組と連携することで、地下水採取者が法人である場合、当該法人の実質的支配者を把握することも検討する。

〔内閣官房、国土交通省〕《施策番号 236》

5 外国人の土地取得等のルール在り方等

i 現状と問題点

- ・ 「外国人が水源地を買い占めて地下水を採取しているのではないか」、「外国人が森林を取得し、違法な開発を行っているのではないか」、「外国人による農地取得は食料安全保障の観点から問題はないのか」、「外国人の短期売買により、マンション価格が高騰しているのではないか」、「離島の土地や防衛施設周辺の不動産を外国人が取得しているが、安全保障上の懸念はないのか」といった国民の不安の声が寄せられている。
- ・ 安全保障の観点からは、重要施設等（防衛関係施設周辺や国境離島等）の機能を阻害するおそれのある土地等の利用を防止する観点から重要土地等調査法が制定されているが、同法において土地等の事前取得規制は規定されていない。
- ・ 諸外国には様々な土地取得等の規制があり、概ね以下の3つのパターンに整理できる。
 - ①内外無差別の形で、安全保障等の観点から不動産の取得・利用を規制するケース（イギリス、フランス、イタリア）
 - ②外国人に対して、安全保障等の観点から不動産の取得を規制するケース（アメリカ、オーストラリア、韓国）
 - ③外国人に対して、住宅の取得を規制するケース（カナダ、オーストラリア、韓国、シンガポール）

ii 実施中の施策

- ・ 農地の取得に当たっては、外国人であるか否かにかかわらず農業委員会の許可が必要であり、従来から、地域とのつながりを持って継続的・効率的に農業を営めない場合、国内居住であっても取得できない。また、許可に当たっては、令和5年9月から取得者の国籍・在留資格を、令和7年4月から在留期間等を、それぞれ把握することとした。

〔農林水産省〕《施策番号 237》

- ・ 森林法の改正により、外国人を含め、林地開発許可の条件違反者に対する罰則と中止命令等に従わない者の公表を行うこととした（令和8年4月施行）。

〔農林水産省〕《施策番号 238》

- ・ 令和6年度の外国人等による重要施設周辺等における土地等の取得数は、3,498筆個（総数の3.1%）であった（令和7年12月16日公表）。な

お、令和6年度中に、同法に基づく勧告・命令は実施していない。
〔内閣府〕《施策番号 239》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 安全保障上の問題については、放置すると取り返しのつかない事態が発生することとも想定され得る。我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守ることこそ安全保障の目的であり、経済取引の自由とバランスさせつつ、土地取得等のルールを設定することで、我が国の安全を確保する必要がある。その際、我が国で一定の土地取得等を事前に規制しなければ、安全保障上取り返しのつかない事態に陥る可能性を認識し、問題点を整理する必要がある。なお、安全保障上の問題については、物理的な危機のみならず、サイバー脅威、情報やデータの防護も含め土地取得等との関係で問題にならないか検討することが必要である。

また、一部エリアでの外国系企業による発電設備等の設置への懸念も示されている。このうち風力発電についてはその導入が拡大する見込みの中、防衛・風力発電調整法が制定され、防衛大臣が告示で指定する陸上区域において、風力発電設備を設置する者に、防衛大臣への届出を義務付けるとともに、自衛隊等の使用する電波の伝搬に障害を及ぼす場合、設置者と最大で2年間協議するという制度設計になっており、同法の運用状況も参考にしつつ、安全保障の観点からの土地取得等のルールの在り方の検討が必要である。

- ・ 以上を踏まえ、引き続き、安全保障の観点から立法事実を整理するとともに、我が国よりも踏み込んだ土地取得等のルールを導入している諸外国の例も参考に、外国人の土地取得等の新たな法的ルールの在り方について、国際約束との関係の具体的な精査を含め、

対象者（日本人・外国人を問わず対象とするか、外国人に限定するか等）、

規制の内容（許可制、審査付事前届出制、立入検査等）、

規制対象となる土地等、

を検討し、令和8年夏までに骨格をとりまとめる。

〔内閣官房、内閣府、外務省、防衛省〕《施策番号 240》

iv 今後の課題

- ・ マンションの取得については、既に、一般社団法人不動産協会が「登録・購入戸数の上限制限」などの投機的取引抑制の取組を開始したところである。実需を伴わないマンション等の投機的取引については、外国人、日本人によらず抑制すべきことであり、取得規制による経済的影響も鑑みると、まずは、不動産協会の取組をフォローするとともに、マンション取得の実態把握を継続しつつ、業界と連携しながら必要な対応を検討するなど投機的取引抑制に取り組む。

<再掲>〔国土交通省〕《施策番号 230》

- ・ なお、不動産登記において国籍把握が可能となり、国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、その結果も踏まえて諸外国の取組も参考に、必要な対応策について、改めて検討を行う。

<再掲>〔内閣官房、外務省、国土交通省〕《施策番号 231》

- ・ 国境離島の安定的な管理のため、平成28年度までに、無主であった国

境離島 273 島の国有財産化を実施した。私有地を含む国境離島（国等が借り上げて利用している離島等を除く。）については、重要土地等調査法の対象となることから、国境離島については、基本的に政府が保全・管理する体制が整った。

- ・ 国境離島以外の離島については、いまだ無主の土地がある可能性があることからこうした離島の所有実態の把握を、懸念のある地域から開始するなどプライオリティを付けつつ進めるとともに、国境離島と同様、無主の場合には、「国土の適切な利用と管理」の観点から、国有財産化を検討する。

〔内閣官房、内閣府〕《施策番号 241》

- ・ また、所有者が明確な離島の土地であっても、領土の保全を含む安全保障の観点から必要な場合には、その取引等についてルール化も含めて対策を検討する。

〔内閣官房、内閣府、外務省、防衛省〕《施策番号 242》

Ⅲ 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

1 日本語教育の充実＜再掲＞

(1) 来日前の日本語教育

i 現状と問題点

- ・ 外国人材の円滑かつ適正な受入れの一環として、来日後に遭遇する生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力の測定、日本で生活や仕事をする際に必要な日本語を身につけるための教材等の開発、来日前に日本語能力を向上させるための海外における日本語教育基盤の充実等が必要。
- ・ 現地日本語教師の質の向上が課題である。

ii 実施中の施策

- ・ 日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、独立行政法人国際交流基金において開発したC B T (Computer Based Testing) 形式による「国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic)」を、技能試験の実施状況や人材受入れのニーズ等を踏まえ実施している。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 136》

- ・ 「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、独立行政法人国際交流基金が言語教育・評価の国際標準に準拠して作成し、「日本語教育の参照枠」とも考え方を共有する「J F 日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材「いろいろ」の開発及び普及を進めている。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 137》

- ・ 現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本から日本語教育の専門家を派遣し、開発したカリキュラムと教材を活用しつつ、効率的・効果的な日本語教育活動が可能な現地教師の育成を進めている。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 138》

- ・ 各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対して支援（教材調達等）するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、各種研修機会を提供するとともに、日本語教育専門家等による教育機関への巡回指導・支援を進めている。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 139》

- ・ 日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材に対し、独立行政法人国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図るほか、我が国の文化及び社会の魅力発信や交流のための取組を推進している。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 140》

- ・ 国際協力機構 (J I C A) が実施する日系社会に対する日本語等の力

リキュラムやテストの作成、講師派遣等の支援により、現地日系社会における日本語能力の水準維持を支援している。また、日系人の留学支援、日系社会研修などを通じて、親日派・知日派の人材を育成するとともに、在日日系人及び帰国後の日系人と日本との連携を強化している。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 141》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 育成就労制度に係る現地日本語教師育成等を実施する。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 142》

- ・ JFT-Basic は令和 8 年 8 月を目途に、育成就労制度に対応する。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 143》

- ・ 海外における日本語教育導入・普及促進支援事業を強化する。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 144》

iv 今後の課題

- ・ 育成就労制度の開始に向け、現地における日本語教育カリキュラム・教材開発支援、日本語教師の育成等、海外の日本語教育活動を引き続き支援する。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 145》

- ・ 特に現地日本語教師の質の向上が課題であることから、教師育成のための各種研修事業を重点的に実施する。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 146》

(2) 大人（労働者）に対する日本語教育

i 現状と問題点

- ・ 外国人労働者をはじめとする在留外国人が増加し、日本語教育機関においては就労を目的とする生徒割合が増加するなど、我が国における日本語教育のニーズは増加するとともに多様化している。
- ・ 令和 9 年度から開始する育成就労制度では外国人労働者に対する認定日本語教育機関による日本語講習が制度化されるなど、就労分野をはじめとする多様なニーズに対し専門的な日本語教育機関が質の高い教育を提供することが求められている。

ii 実施中の施策

- ・ 国内での就労を希望する外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とする研修（総研修時間 100 時間）及び修了者に対する就労・定着支援を実施している。

＜再掲＞〔厚生労働省〕《施策番号 147》

- ・ 技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、日本語教材を開発、提供する。

＜再掲＞〔厚生労働省〕《施策番号 148》

- ・ 特定技能制度については、国内及びMOC作成国における日本語試験

及び技能試験の実施を推進している。日本語試験について、技能試験の実施状況や人材受入れニーズ等を踏まえて実施を推進している。技能試験について、分野所管省庁等と連携の上、海外では試験実施国・試験実施回数を拡大し、国内では地方都市での実施・試験実施回数を拡大している。

＜再掲＞〔厚生労働省〕《施策番号 149》

- ・ 特定技能外国人として我が国での就労を希望する者の技能試験及び日本語試験の受験を促進するための周知・広報を推進している。

「日本語教育の参照枠」によって、各試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、分野所管省庁において、新たな日本語試験の活用を検討するとともに、その際、出入国在留管理庁等においては、公表されている試験の実施に関する方針を踏まえ、関係省庁等と連携の上、試験水準の適正性（参照枠との対応関係を含む。）や不正受験防止策の確認など当該試験の適正性を確認する。

＜再掲＞〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省〕《施策番号 150》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 育成就労制度においては、育成就労外国人の効率的な技能修得や、外国人本人の権利保護、入国後の地域社会との共生といった観点を踏まえ、段階的に日本語能力を向上させることとしている。監理支援機関や育成就労実施者による日本語講習が円滑に行われ、育成就労外国人が効果的に日本語を習得できるようモデルカリキュラムの開発・普及促進を実施する。

＜再掲＞〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 151》

iv 今後の課題

- ・ 育成就労制度の施行後に、監理支援機関や育成就労実施者において認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習が円滑に行われるよう運用する。

＜再掲＞〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 152》

（３）大人（生活者）に対する日本語教育

i 現状と問題点

- ・ 外国人等の日本語学習ニーズの増加を背景に、地域に居住する外国人等に対する地方公共団体による日本語教育環境整備を促進する必要があるとともに、一定数以上の外国人等が在住しているが、いまだ日本語教室空白地域等である地域に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等を含めた「生活者としての外国人」に対して、適切な内容の日本語学習機会を確保することが必要である。
- ・ 日本語教育機関の教育の質を担保する仕組みが必要である等の指摘を踏まえ令和６年度から創設された日本語教育機関認定制度の実施等を通

じ、我が国における日本語教育の質の向上を図る。

ii 実施中の施策

【国の直接実施】

- ・ オンラインで日本語を自主学習するための動画教材「つながるひろがるにほんごでの暮らし」を公開（20言語対応、「日本語教育の参照枠」A1～B1の日本語熟達度レベルの50の生活シーン、約200本）している。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 153》

- ・ 日本語教育機関と日本語教師の質保証を行う「日本語教育機関認定制度」を創設した（令和6年4月～、令和7年12月現在、認定日本語教育機関は64機関、登録日本語教員は10,218名）。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 154》

- ・ 「日本語教育機関認定法ポータル」において、認定日本語教育機関についての情報を多言語（18言語）で発信している。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 155》

- ・ 放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供している。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 156》

- ・ 関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 157》

- ・ 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（基本方針）」の具体的施策を含む日本語教育機関認定法に基づく取組や、同法の施行状況、その他現行の施策の実施状況を踏まえ、更なる日本語教育環境の整備の必要性等について検討している。

＜再掲＞〔法務省等関係省庁〕《施策番号 158》

【地方公共団体】

- ・ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」により、地方公共団体による地域の日本語教育体制整備を支援している。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 159》

iii 速やかに実施する施策

【国の直接実施】

- ・ 日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人等を含め、生活場面に応じた日本語をオンラインで自習できるICT教材（日本語学習サイト「つながるひろがるにほんごでの暮らし」（通称：つなひろ））を多言語で提供しているところ、「日本語教育の参照枠」及びそれに基づく生活Can doを参照しつつ学習コンテンツの充実を図る。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 160》

- ・ 就労分野における外国人の目的や受入れ先のニーズ等を踏まえた出口志向の教育高度化に向けて、日本語教育機関と企業等とが連携した教育カリキュラムの編成・改善等に関する支援を実施し、教育カリキュラムの質向上に向けたプロセス・具体的方策・教育モデルを取りまとめ、広く日本語教育機関等に普及・展開する。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 161》

【地方公共団体】

- ・ 都道府県及び指定都市が行う、総合調整会議の設置や総括コーディネーターの配置、日本語教育の実施数や受入れ人数の増加等の日本語学習機会の拡充、域内の日本語学習支援者等の人材育成支援、「日本語教育の参照枠」の活用促進等、地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援を拡充する。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 162》

- ・ さらに都道府県においては、市区町村との連携を促し、域内地域や市区町村における地域日本語教育コーディネーターの配置、日本語教室の運営支援、行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修支援等の充実を図る。特に、日本語教室空白地域の解消や「特定の課題に対する学習ニーズ（特定のニーズ）」等に取り組む小規模団体が行う日本語教育等の取組の支援に対しても視野に入れる。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 163》

- ・ 地域日本語教育の総合的な体制づくりにおける、複数の市町村による連携やオンラインの更なる活用などによる広域的な日本語教育の展開や、認定日本語教育機関や登録日本語教員等の専門機関・専門家の活用等を促進する。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 164》

- ・ 地域社会のルール等の習熟の場の設置や、地域社会のルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費について、令和8年度から地方財政措置を講じる。

＜再掲＞〔総務省〕《施策番号 101》

iv 今後の課題

- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据え、日本語教育環境を整備する。

＜再掲＞〔文部科学省、法務省〕《施策番号 165》

- ・ 各地域で実施する地域の日本語教育の質を確保する観点から、地方公共団体などの参考となる地域日本語教育に関するガイドラインの作成について検討するとともに、地域日本語教育における「日本語教育の参照枠」を活用した日本語指導が受けられる機会の拡充を進める。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 166》

- ・ 国内外において、また、ライフコースの全体を通じて、外国人等が自身の日本語の習得段階に応じた適切な日本語教育を受けられるようにす

るため、国の各種制度や日本語能力の判定試験等において外国人の日本語能力等に関する共通尺度として「日本語教育の参照枠」を活用するとともに、日本語教育機関等における「日本語教育の参照枠」に基づくカリキュラム作成や評価等の実施を促進する。

＜再掲＞〔文部科学省等関係省庁〕《施策番号 167》

（４）子供に対する日本語教育

i 現状と問題点

- ・ 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約 6.9 万人（約 10 年間で 1.9 倍）と増加し、母語の多様化も進行。学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒も約 1 割存在している。（令和 5 年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」より）全ての教員等が質の高い学びを提供できるようにすることが求められている。
- ・ 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 5 年度）」より、日本語指導における「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数の割合が、高等学校では 4.2%と低く、引き続き制度の周知・普及が必要である。

ii 実施中の施策

【国の直接実施】

- ・ 公立学校において、平成 29 年度より施行された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）の改正法の規定に基づき、令和 8 年度には日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が基礎定数として措置されるよう、教員定数の改善を着実に実施している。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といった ICT を活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援をしている。その際、母語の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体における NPO や企業・大学等を含む幅広い主体との連携も促進している。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 168》

- ・ また、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を隔年で実施し、受入状況に係る実態や課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を図るとともに、日本語指導等の教材や多言語化された学校文書・動画資料等の普及を図るため、文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化に取り組んでいる。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 169》

- ・ 加えて、集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方についての実践的な研究の成果を踏まえた、日本人児童生徒と外国人児童生徒が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施、「散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究」の成果を踏まえた、

散在地域での指導体制構築などのモデル的な取組を全国に普及する。

- ・ 学校における受入れや日本語指導の基本的な事項を示した手引について、引き続き周知・活用を図るとともに、同手引の内容を踏まえて作成した教師・支援者向け研修動画や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、学校における体系的な日本語指導に関する研修の充実を図っている。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 170》

- ・ 令和5年度から導入された、高等学校における日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例について、引き続き収集し、周知・普及を図る。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 171》

【地方公共団体】

- ・ 日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等を行っている。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 172》

iii 速やかに実施する施策

【国の直接実施】

- ・ 外国人の子供が日本の学校教育を受ける前に、日本語や学習習慣の習得を目的とする地域における「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策を検討・提示する。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 173》

- ・ 初めて指導に携わる教師等向けの国が作成する研修動画等の一元化・提供、情報検索サイトにおける掲載教材等の充実を図る。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 174》

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対し、円滑な指導が行われるよう、ICTや生成AIの活用も含めた効果的な指導内容・方法等について国として日本語指導のガイドラインを体系的に示す。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 175》

- ・ 「外国人児童生徒等教育アドバイザー」による、新たに取組を開始する地方公共団体への伴走支援等を実施する。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 176》

- ・ 外国人の子供が適切に教育を受けられるよう、令和9年度から、初期支援（「プレスクール（仮称）」）の抜本的な強化を図る。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 177》

【地方公共団体】

- ・ 令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等を拡充する。

＜再掲＞〔文部科学省〕《施策番号 178》

iv 今後の課題

- ・ 地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握した上で、全国的に教育水準の維持・向上を図る。例えば、プレスクールや学校におけるプレクラス（初期指導）の地域の実情に応じた全国展開や、登録日本語教員の配置、多文化多言語の子供に応じた学習・指導計画を立てる生成AIの活用促進、心理的安全性を確保しつつ子供の強みを引き出す教育を実施する。

<再掲>〔文部科学省〕《施策番号 179》

（５）日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上

i 現状と問題点

- ・ 国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展等を背景として、日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされている中、登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材の質的及び量的な確保を図るとともに、その社会的地位の向上を図ることが必要。

ii 実施中の施策

- ・ 日本語教育機関認定法に基づき、日本語教育機関の認定や、日本語教員試験の実施、登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関の登録などの登録日本語教員の資格制度を着実に実施することで、我が国における日本語教育の質の向上を図っている。

<再掲>〔文部科学省〕《施策番号 180》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 登録日本語教員等の継続的な指導力向上を図り、多様な日本語学習ニーズに対応できるようにするため、日本語教師としての役割・段階や、日本語学習者の属性等に沿った指導に関する研修の充実を図る。
- ・ 今後大幅な増加が必要とされる、登録日本語教員など専門性を有する日本語教育人材の確保を図るため、日本語教師の養成を行う大学等を中心としたネットワークの構築により日本語教師養成・研修の地域的な拠点を整備するとともに、登録日本語教員の学校現場での活用などを見据えた教員免許と登録日本語教員の資格の両方の取得を目指す課程等、特色ある養成課程の展開を図る。
- ・ 認定日本語教育機関についての多言語情報発信など、日本語教育情報を一元的に発信するポータルサイト「日本語教育機関認定法ポータル」について、令和7年度中を目途に登録日本語教員の情報発信機能を実装し、日本語教育人材のニーズ増加等を踏まえた登録日本語教員のマッチングを促進する。

<再掲>〔文部科学省〕《施策番号 181》

- ・ 増加する日本語教育ニーズに対応する登録日本語教員の確保の必要性を踏まえ、日本語教員試験のCBT（Computer Based Testing）化に向けた試行試験を実施し、受験機会の拡大等に向けた検討を進める。

<再掲>〔文部科学省〕《施策番号 182》

iv 今後の課題

- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムや、外国人児童生徒に対する教育（登録日本語教員の学校への配置）など、留学生の受入に限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策について検討するとともに、登録日本語教員の専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、処遇の改善を推進する。

<再掲>〔文部科学省〕《施策番号 183》

2 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備<再掲>

i 現状と問題点

- ・ 国民の安全・安心を確保するためにも、外国人の受入れに当たっての環境整備が不可欠となっている。この点、外国人の受入れを巡っては、地方公共団体における負担増加も指摘されており、こうした負担への対策や国と地方公共団体、そして受入れ機関との役割分担の検討も課題となっている。
- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語をはじめ、日本の風土・文化を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが必要とされている。
- ・ 他方、外国人が日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られている。また、当該機会に参加するためのインセンティブが欠如していることが問題となっている。

ii 実施中の施策

- ・ 在留外国人に対して情報提供や相談対応を行う一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体を、国が外国人受入環境整備交付金により財政支援している。

<再掲>〔法務省〕《施策番号 91》

- ・ 地方公共団体等が運営する外国人向けの相談窓口等の職員を対象に、生活上の困りごとを抱えた外国人を適切な支援につないで解決に導く役割等を担う外国人支援コーディネーターの育成・認証を実施している。

<再掲>〔法務省〕《施策番号 92》

- ・ 令和6年3月に、日本での生活を考えている外国人や日本に住んでいる外国人がより円滑に日本で生活できるよう、日本の制度やルール、日本語学習に係る情報等を紹介する生活オリエンテーション動画を17言語で作成・公表した。令和7年12月現在、入国・在留手続の際に外国人本人に情報提供するとともに、地方公共団体や受入れ機関等の関係機関における活用を促進している。

<再掲>〔法務省〕《施策番号 93》

- ・ 日本で暮らす上で知っておくべき社会制度や生活ルールを把握できる「外国人生活支援ポータルサイト」を多言語（109言語に自動翻訳）で運営し、これらの情報を集約して発信している。
- ・ 令和6年度より、法務省職員が、民間団体等が主催する入国前の外国

人及び在留外国人を対象とする対話型オリエンテーションに参画し、外国人のニーズや疑問を聞き取るとともに日本のルールや制度等を説明している。

＜再掲＞〔法務省〕《施策番号 94》

- ・ 地方公共団体においては、総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」（令和2年度改訂）を踏まえた計画等の策定及び施策の推進を図っている。
- ・ 地方公共団体に対し、行政情報・生活情報の多言語化や、生活オリエンテーション等に係る地方財政措置の周知を行い、地方公共団体における外国人との秩序ある共生社会の構築を支援している。

＜再掲＞〔総務省〕《施策番号 95》

- ・ ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成や日本語教育に係る技術協力やボランティア事業等を通じ、送出機関や現地の教育機関等への支援を行っている。特に我が国の外国人政策との関係で必要と認められる場合は、日本の資格認定制度や地方の人材ニーズを念頭においた人材育成支援を実施している。また、送出国政府や関係機関における人権尊重の取組を促進するため、国際機関などと連携の上、相互学習を含む技術支援や情報発信等をODAその他の資金を活用して実施している。

＜再掲＞〔外務省〕《施策番号 96》

- ・ 在留外国人の5割以上が開発途上国出身者であることを踏まえ、開発途上国における労働政策を所掌する府省等に対する技術協力や送出国の法令調査その他の実態把握等を通じて、開発途上国の関係機関と日本側関係省庁、地方公共団体、関係団体等との連携強化、開発途上国の送出機関の監督能力向上及び就労希望者を含む各関係者の情報アクセス向上を図り、法令に基づく適切な受入れ手続を促進している。また、来日前や帰国後に外国人労働者が、送出国側から適切な支援を受けられるよう、送出国側の情報提供体制強化や人材育成・能力強化支援、帰国者のキャリア開発・起業に係る支援等を行っている。こうした技術協力との関係がある場合は、地方公共団体や関係団体等が日本国内において進める取組の側面支援を行っている。

＜再掲＞〔外務省、厚生労働省〕《施策番号 97》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 生活オリエンテーション動画ショート版を作成し、本編動画へ誘導するほか、我が国のルールや文化のみならず、生活上必要な日本語学習等の情報を紹介し、効果的な周知・啓発を行う。

＜再掲＞〔法務省〕《施策番号 98》

- ・ 入国前及び在留外国人を対象として、ニーズや疑問を聞き取り、日本のルールや制度等を説明する双方向型の対話型オリエンテーションを国主導で実施する。

＜再掲＞〔法務省〕《施策番号 99》

- ・ 地方公共団体の職員が、国が行っている受入れ環境整備のための施策

に関する理解を深め、それらを利用して、地域における外国人受入れ環境の整備に関する取組を充実させることができるよう、上記 ii に記載した取組を含め、必要な情報を集約して地方公共団体向けに提供する。

＜再掲＞〔法務省〕《施策番号 100》

- ・ 地域社会のルール等の習熟の場の設置や、地域社会のルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費について、令和 8 年度から地方財政措置を講じる。

＜再掲＞〔総務省〕《施策番号 101》

iv 今後の課題

- ・ 受入れ環境整備に取り組む地方公共団体への支援を一層充実させるため、アウトリーチ型のオリエンテーションの試行実施の実施状況等を踏まえつつ、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入環境整備交付金についての見直し等、一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討するなど、国と地方公共団体が連携して課題に取り組む。

＜再掲＞〔法務省〕《施策番号 102》

- ・ 地方公共団体から国に相談できる体制を整備することを含め、国と地方公共団体の連携を強化するとともに、外国人在留支援センター（FRESC）型の相談窓口の地方展開など相談窓口等の更なる体制整備を進める。

＜再掲＞〔法務省等関係省庁〕《施策番号 103》

- ・ 外国人に関わる課題に関し、国及び地方公共団体の関係機関が連携して、外国人を含む住民の相談に迅速かつ効果的に対応等するための体制を整備するとともに、効果的な入管法違反事案その他の違法・不正事案の取締りにつなげることも検討する。

＜再掲＞〔法務省、警察庁〕《施策番号 67》

- ・ 我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する。プログラムの創設に当たっては、来日前、来日後初期、中期、長期の各段階やライフステージ、出身国・地域に応じて必要な内容（取組）を調査・検討するとともに、各省庁が実施する各種取組を精査の上、省庁横断的に実施すること等を考慮する。その上で、当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、対象とする在留資格も含め、検討する。その上で、日本語や我が国の制度・ルール等を学習する上記プログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた日本語教育環境整備、外国人の受入れによって裨益する受入れ機関が、外国人本人、配偶者及び子供に対する日本語教育や、違法行為やルール逸脱の防止等について果たすべき役割を一層明確にする方策を検討する。

＜再掲＞〔法務省等関係省庁〕《施策番号 104》

- ・ 条約難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対して提供している「定住支援プログラム」の内容改善を含め、一層適切な支援の在り方を検討する。

＜再掲＞〔法務省等関係省庁〕《施策番号 105》

3 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

(1) 外国人の目線に立った情報発信の強化

i 現状と問題点

- ・ 外国人が自らの置かれている状況に応じ活用可能な支援についての情報を適切かつ迅速に選択することが困難との指摘がある。
- ・ 国が発信する情報は、必ずしも読み手に配慮した内容となっておらず、また、外国人が情報を入手する媒体と国が情報を発信する媒体が異なることにより、必要とする情報が届かないなどの課題がある。

ii 実施中の施策

- ・ 出入国在留管理庁が実施している関係者ヒアリング及び各地方出入国在留管理局が開催している出入国在留管理行政懇談会等において、地方公共団体、企業及び外国人支援団体等の幅広い関係者並びに有識者から、外国人に関する共生施策の企画・立案に資する意見を聴取している。また、出入国在留管理庁ウェブサイトを設置している共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」等を通じ、外国人個人からも意見を聴取している。

これらの取組により得られた意見について、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させていくこと及び地方公共団体等への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入れ環境整備に向け、人的体制の整備を図ることで、出入国在留管理庁の外国人材の受入れ環境整備に係る総合調整機能を強化し、着実に発揮していく。

〔法務省〕《施策番号 243》

- ・ 令和2年度より毎年在留外国人の置かれている状況及び在留外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握することを目的とした「在留外国人に対する基礎調査」を実施している。調査によって得られた結果について、関係省庁に共有し、共生施策の企画・立案・実施に反映させている。また、共生施策に係るその他の調査についても検討している。

〔法務省〕《施策番号 244》

- ・ 地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）の活動の現状・課題を把握するとともに、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築している。また、地方出入国在留管理局において、民間支援団体等に対する情報提供・意見交換を行う。加えて、外国人支援者のネットワークの構築を促進するために、ネットワーク構築に係る事例を収集・展開し、併せて外国人が抱える問題についても把握し分析を行っている。

〔法務省〕《施策番号 245》

- ・ 法律トラブルについては、日本司法支援センター（法テラス）における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を

行う「多言語情報提供サービス」（10 言語）について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、多国籍化に対応した多言語にわたる通訳人の確保等更なる利便性の向上を図っている。また、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、外国人支援機関等と連携を強化し、適切な実施と積極的な周知・広報を行っている。

〔法務省〕《施策番号 246》

- ・ 外国人の地域における共生が進むよう、令和元年度より安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）を掲載した「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版（やさしい日本語を含む 20 言語）を外国人生活支援ポータルサイトに掲載している。今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。また、地域や企業におけるオリエンテーション等の場でのガイドブックの活用が進むよう周知等に努め、日本のルールや制度等に関する理解を促進している。

なお、難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対しても上記と同様の周知等を行っている。

〔法務省等関係省庁〕《施策番号 247》

- ・ 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、SNS 等の情報発信ツールやメール配信サービスを利用し、多言語、やさしい日本語化を含む各外国人が情報サービスの享受を確実に実感できる環境づくりを進めている。

〔全省庁〕《施策番号 248》

- ・ 外国人が容易に我が国の警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、ウェブサイトに掲載するコンテンツの見直しを継続的に行い、情報発信を強化している。

〔警察庁〕《施策番号 249》

- ・ 防災・気象情報に関する用語を 15 言語で作成した多言語辞書について民間事業者のアプリやウェブサイト等における活用を促すとともに、災害時情報提供アプリや気象庁ホームページについて、関係機関のホームページやポスター等を活用して、周知することにより防災・気象情報の多言語化を推進している。

さらに、こうしたアプリ等については、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにも掲載し、日本語を解さない人でも理解できるよう、周知・普及促進を図っている。

加えて、これまで作成した多言語ポスターやリーフレット等について、様々なチャネルを活用した周知・普及促進を図っている。

〔内閣府、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号 250》

- ・ 地方公共団体等が設置する災害多言語センター等の拠点において、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、都道府県及び指定都市での

養成に取り組んでいる。

〔総務省〕《施策番号 251》

- ・ 災害発生時の在京大使館等との連携強化を図るため、在京大使館等を対象とする防災施策説明会を平時から開催しており、令和7年度は10月30日に実施した。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請している。

〔外務省〕《施策番号 252》

（２）外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

i 現状と問題点

- ・ 外国人が我が国で生活するに当たっては、在留手続、納税手続、労働関係法令、社会保険制度をはじめとする各種の手続・法令・制度、ごみ出しルールをはじめとする社会生活上のルール等について、分かりやすい形で迅速に情報を入手できることが必要であることから、外国人の日本語学習が重要であることはもちろんのこと、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進めるとともに、外国人からの生活相談等についても、よりきめ細かな対応を可能とする体制を構築することが必要である。
- ・ 特に、外国人労働者は、日本の労働関係法令に関する知識が乏しいこともあって、労働条件に係る問題が生じやすいことから、ハローワークや労働基準監督署等における多言語での対応の充実を図る必要がある。また、医療、福祉、子育て等の分野においても、関係機関における多言語での対応の充実を図る必要がある。
- ・ 外国人受入環境整備交付金により、地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口を支援しているところ、必要な通訳の確保が困難などの状況があり、また、地域の実情に応じた同交付金の交付対象の見直しを求める要望がある。
- ・ 外国人が抱える問題は、在留資格・言葉の問題や、文化・習慣の違いなどにより、複雑で複合的なものがあり、相談対応に当たっては、必要に応じて関係機関が緊密に連携することが重要である。
- ・ 地方公共団体の行政窓口等の職員においては、十分な通訳・翻訳体制が確保できない中、日本語能力が十分でない外国人とのコミュニケーションに苦労している状況がある。
- ・ 災害発生時等の非常時においては、外国人が置かれている困難な状況を迅速かつ的確に把握し、時宜を得た支援策を講じていく必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 平成30年度より在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体（複数の地方公共団体が広域連携により実施する場合を含む。）が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備・運営するための支援を実施している。

また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を行い、その知識の更なる涵養を図っている。さらに、地方出入国在留管理官署職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手續に係る相談にも一元的に応じている。

加えて、地方公共団体への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有等、外国人の受入れ環境整備に向け、既存体制の見直しを含め、必要な人的体制の整備を図るとともに、地方公共団体の担当者をはじめ、一元的相談窓口の相談員同士の意見交換等の場を設けるなどすることにより、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化している。

令和9年4月の育成就労制度の施行に向けて、外国人育成就労機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うための体制の整備に努めるとともに、育成就労外国人及び特定技能外国人からより広く認知されるための取組を進めている。

〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 253》

- ・ 外国人の受入れ環境の整備に関する業務を担う機関の関係部門を集約させ、外国人の在留支援に関する拠点として令和2年に開所した外国人在留支援センター（F R E S C）において、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修を行うなど、地方公共団体からの相談等に対応する機能を発揮し、国・地方公共団体間の連携を強化することにより、受入れ環境整備に関する地方公共団体への支援を推進している。また、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施している。

このほか、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を開催している。さらに、同センターでの取組によって得られた経験や有益と考えられる事例等を地方機関に情報提供するとともに、同取組を各地域に展開していくため、地方公共団体の共生施策の拠点等において在留支援に関わる国の地方支分部局が連携・協力して相談対応に当たる取組を行っている。加えて、地方出入国在留管理局と、地域における関係機関が連携・協力して、合同相談会等を実施している。併せて、同センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図っている。

〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号 254》

- ・ 令和6年8月から「外国人支援コーディネーター養成研修」を実施し、生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることのできる人材の育成・認証を実施している。令和6年度においては、52名の外国人支援コーディネーターを認証し、令和7年度においては、約120名を対象に「外国人支援コーディネーター養成研修」を実施している。また、「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討

会」において専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等に関する検討結果を踏まえ、外国人支援コーディネーター間の意見交換会などを実施した。

〔法務省〕《施策番号 255》

- ・ 多言語翻訳技術については、我が国において重要な国や地域の言語も対象に、実用的な同時通訳を低コストで対応する技術、また、言語のみならず動作等の非言語情報等も伝達可能なコミュニケーション技術等の研究開発を行うとともに、利用促進のための周知活動を実施している。

〔総務省〕《施策番号 256》

- ・ 電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めている。

〔厚生労働省〕《施策番号 257》

- ・ 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進めている。

〔厚生労働省〕《施策番号 258》

- ・ 高額の治療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による治療費の円滑な支払確保等を推進している。

〔厚生労働省（経済産業省）、法務省〕《施策番号 259》

- ・ 医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを周知している。

〔厚生労働省〕《施策番号 260》

- ・ 「医療通訳認証の実用化に関する研究」の成果も踏まえ、既に作成済みの「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を必要に応じて改訂し、医療通訳の養成の促進及び質の向上を図っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 261》

- ・ 在留外国人及び訪日外国人旅行者がどこに滞在していても消費者トラブルの相談が可能となる体制を構築するため、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて通訳の活用や多言語化ツールの充実等を図る。また、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」の普及を図るとともに、8言語を目途に多言語対応の拡大を目指す。

〔消費者庁〕《施策番号 262》

- ・ 失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、外国籍の方も含めた生活困窮者に対するきめ細かな相談支援を行っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 263》

- ・ 外国人からの 119 番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進めている。

外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図っている。

〔総務省〕《施策番号 264》

- ・ 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図っている。

また、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度について、引き続き、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図っている。

〔総務省〕《施策番号 265》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」及び「外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議」における検討結果に基づき、有識者等の意見を踏まえながら、引き続き「外国人支援コーディネーター養成研修」を実施するほか、認証された外国人支援コーディネーターを対象とした研修も実施することに加え、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討する。

〔法務省〕《施策番号 266》

- ・ 一元的相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11 言語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組を外国人受入環境整備交付金により財政的に支援するとともに、同相談窓口だけでは情報が届きにくい層にも生活に必要な制度やルールを周知するアウトリーチ型のオリエンテーションの取組を試行的に実施する。

〔法務省〕《施策番号 267》

iv 今後の課題

- ・ 外国人在留支援センター（F R E S C）型の相談窓口の地方展開など相談窓口等の体制整備を検討する。また、相談支援等の充実を図るため、国と地域における関係機関の効果的な連携・協力の在り方を検討する。

〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号 268》

（３）情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進

i 現状と問題点

- ・ 上記 3（２）i に記載のとおり、外国人が我が国で生活するに当たっては、在留手続、納税手続、労働関係法令、社会保険制度をはじめとする各種の手続・法令・制度、ごみ出しルールをはじめとする社会生活上

のルール等について、分かりやすい形で迅速に情報を入手できることが必要であることから、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進めるとともに、外国人からの生活相談等についても、よりきめ細かな対応を可能とする体制を構築することが必要である。

ii 実施中の施策

- ・ 共生社会実現に向けてやさしい日本語の普及を図るため、令和2年に策定したやさしい日本語の書き言葉に焦点を当てた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」や、令和4年に取りまとめた「話し言葉のポイント」を踏まえつつ、十分に日本語を活用できない外国人に対し、やさしい日本語によって必要な生活・行政情報等を迅速かつ的確に提供し、相談に対応できるよう、地方公共団体職員向けにやさしい日本語の研修を行っている。また、これまでに開発した研修用教材等も活用して、受入環境調整担当官が地域で講師となるための研修を実施することにより、関係省庁と連携して、やさしい日本語の認知度向上・普及を促進している。

〔法務省、文部科学省〕《施策番号 269》

4 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(1) 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

i 現状と問題点

- ・ 外国人児童生徒等に対する教育は、外国人児童生徒等の我が国における生活の基礎となるものである。このため、一人一人の日本語能力を的確に把握しつつ、きめ細かな指導・支援を行うことにより、外国人児童生徒等が必要な学力等を身に付け、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることができるようにする必要がある。
- ・ 公立学校においては、日本語能力を十分に有していないにもかかわらず、特別の配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が約1割存在するという実態があり、外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保するとともに、教員等の資質・能力の向上を図ることが必要不可欠となっている。
- ・ 文部科学省が令和6年度に実施した「外国人の子供の就学状況等調査」において、約8,400人の外国人の子供が不就学の可能性がある、との実態が判明した（調査時点は令和6年5月1日）ことから、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。
- ・ 外国人の幼児については、集団生活を経験しないまま義務教育諸学校に入学すると、集団行動や日本語などが分からず、円滑に学校生活が送れないなどの弊害が生じる可能性があることから、幼稚園、保育園等への入園を促進し義務教育諸学校への就学に円滑につなげることが重要である。

- ・ 文部科学省が令和５年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」により、日本語指導が必要な中学生等の高等学校等進学率を調査したところ、90.3%（全中学生等の高等学校進学率は99.0%）であることが明らかとなった。また、同調査により、公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な高校生等については中途退学率が依然として8.5%と高く（全高校生等の中退率は1.1%）、大学等への進学率も46.6%にとどまっている（全高校生等の大学等進学率は75.0%）ことが分かった。

このような状況を踏まえると、外国人高校生等が高等学校卒業後に進学・就職し、社会人として自立するためには、高等学校への入学促進や、高等学校での日本語指導・教科指導を充実することに加えて、進路指導やキャリア教育、相談支援の充実を図ることも必要である。

- ・ 就学の促進、高等学校の中途退学の防止等の観点から、保護者が就学・進学の重要性を十分に理解していることが肝要であるため、来日前における就学情報等の提供、プレスクール等の機会を捉えて、子供の将来の可能性について、保護者に情報が提供される仕組みが必要である。

ii 実施中の施策

- ・ 外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、令和元年度に母子保健の入口である妊娠の届出時に交付される母子健康手帳を多言語化したところ、引き続き、それを活用した効果的な支援方法等について、地方公共団体へ周知する。併せて、妊娠・出産・産後まで必要となる様々な支援についても外国人の妊産婦が安心して出産・子育てができるよう、相談や情報の入手等に関し必要な支援を行う。

〔こども家庭庁〕《施策番号 270》

- ・ 外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市区町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。

〔こども家庭庁〕《施策番号 271》

- ・ 平成19年度より、国籍を問わず、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の親子同士の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助等を行う地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援しているところ、引き続き当該地方公共団体を支援する。

〔こども家庭庁〕《施策番号 272》

- ・ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）や「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日付事務連絡）等を踏まえ保育所等における外国籍の子供への配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援

が行われるよう、取組の実態も踏まえつつ、事例集の周知等に引き続き取り組むとともに、保育所等への支援を進める。併せて、外国籍等の子供も含め、幼児期までの子供の育ちを切れ目なく支えていく観点から「はじめの100か月の育ちビジョン」の多言語化を行い、こども家庭庁ホームページ等で周知を行う。また、放課後児童クラブにおいて、「放課後児童対策パッケージ2026」（令和7年12月26日）を踏まえ、日本語能力が十分でない児童へ適切な支援がなされるよう引き続き取り組む。

〔こども家庭庁〕《施策番号273》

- ・ 外国籍等の子供の日本語学習機会の提供を促進し、また外国籍等の保護者が安心して子育てできるようにするため、幼児教育・保育の無償化について、引き続き、広報、周知する取組を推進する。

〔こども家庭庁、法務省、文部科学省〕《施策番号274》

- ・ 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、多言語化にも対応した、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組の促進を図るとともに、必要に応じ、内容の更新を行っている。また、地方公共団体が講ずべき事項に関し、令和2年7月に文部科学省が定めた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等に基づく学齢簿の編製の際に、外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握することをはじめ、就学状況も含めた外国人児童生徒の就学実態の把握、学校への円滑な受入れ等を引き続き推進する。さらに、「外国人の子供の就学状況等調査」を継続して実施し、地方公共団体における取組の有無、就学状況に係る課題の整理、先進的な取組事例の収集・普及を行うことで、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進するとともに、必要に応じ、国内の各国大使館・総領事館にも情報提供を行っている。学齢簿の編製に関しては、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、文部科学省において学齢簿システムの標準仕様書3.0版を令和6年3月に作成したところ、当該仕様書に外国人の子供の就学に関する事項を盛り込んでいる。令和7年度末までに地方公共団体における住民基本台帳システムとの連携を行うこととしており、外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握している。

また、就学案内や初期の適応指導に活用できる多言語・やさしい日本語の動画コンテンツ及び外国人幼児のための就園ガイドを周知するとともに、多言語による就学案内文書・動画コンテンツ等を掲載した情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化・活用促進を図る等、就学促進の取組を支援している。加えて、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を実施している。

〔文部科学省、法務省〕《施策番号275》

- ・ 外国人学校における保健衛生の確保等について、外国人学校に対する多言語での情報発信に取り組んでいる。

〔文部科学省〕《施策番号 276》

- ・ 「対日直接投資促進プログラム 2025」を踏まえ、高度外国人材にとって魅力的な教育環境整備を行う学校等において、全国の地方公共団体等へ横展開が可能な教育環境のモデルを創出している。

〔文部科学省〕《施策番号 277》

- ・ 教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の普及を通じて、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラムによる日本語と教科の統合指導、外国人児童生徒のための日本語能力測定方法による評価結果の活用等の系統的な日本語指導を実践するための研修体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成等を推進している。また、外国人児童生徒等の指導を担当する教師が効率的に必要な知識や技能を得られるよう作成した「研修用動画コンテンツ」を文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」等において配信するとともに広く周知し、その活用を促すことにより、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。さらに、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」による研修指導者の養成、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行っている。また、文部科学省が派遣する「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を活用し、各地方公共団体が実施する研修の充実を図っている。さらに、幼稚園等における外国人幼児等の受入れに関する研修プログラムの周知を図っている。

併せて、外国人児童生徒等に対して指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、多様な人材の確保や全国的な研修機会の提供という観点も踏まえつつ、有効な方策について検討を行っている。

〔文部科学省〕《施策番号 278》

- ・ 言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって母語支援員や多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進している。

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」により、特別支援学校及び特別支援学級における日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況を把握し、特別支援学校等における、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めている。また、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図るとともに、外国につながるのある子供への特別な教育的支援に関する研究の実施等を通じ、特別支援教育の充実を図っている。

〔文部科学省〕《施策番号 279》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設している一元的相談窓口等において就学に関する情報提供を行うほか、在留資

格審査に当たって子供の就学状況の確認に努めるなど、外国人保護者に対し子供の就学を促す取組を引き続き推進するとともに、学齢の外国人の子供が適切に教育を受けられるよう、初期支援の強化を図る。

〔文部科学省、法務省〕《施策番号 280》

(2) 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

i 現状と問題点

- ・ 外国人が我が国で就労し、定着するためには、日本語能力のみならず、我が国の企業文化・価値観・雇用慣行等への理解を深めることが重要である。

ii 実施中の施策

- ・ 外国人生徒等の進学状況、中退率、進路状況等に関する実態を踏まえ、中学校・高等学校において将来を見通した進路選択の機会が提供されるよう、教育委員会・学校と関係機関が連携し、日本語指導やキャリア教育の充実、生活相談の実施等の包括的な支援を進めることができるよう、外国人生徒を含めた高校中退者等に向けた学習支援等を行っている。

さらに、令和5年度から導入された高等学校における日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例について、周知・普及を図っている。

また、日本の高等学校卒業後に就労を希望する外国人の日本社会への定着が円滑に行われるよう、引き続き在留資格の取扱いについて周知している。

〔文部科学省〕《施策番号 281》

- ・ 夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する中学校であり、令和7年(2025年)10月現在、全国26都府県・15指定都市に62校が設置されている。夜間中学は、生徒の約6割は外国籍の者が占めており（出典：令和6年度夜間中学等に関する実態調査）、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。

このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）（教育機会確保法）や第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図っている。

〔文部科学省〕《施策番号 282》

- ・ 外国人の子供の適切な将来設計の実現を図るため、高等学校・ハローワーク・関係機関が連携して、子供のキャリア形成支援を行う取組を試行的に実施している。その際、親の参画を含めた子供のキャリア形成支援について理解を進められるよう具体的な方法を検討する。

〔厚生労働省〕《施策番号 283》

- ・ 補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため、日本人と同様、必要に応じて、保護者等の同意の下、継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図っている。

〔警察庁〕《施策番号 284》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 外国人生徒等のキャリア教育・支援について実態調査、支援方策の検討を行い、手引きとして示す。

〔文部科学省〕《施策番号 285》

(3) 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

i 現状と問題点

- ・ 外国人労働者は、我が国の労働法制・雇用慣行等に関する知識不足、言語・コミュニケーション能力や慣習の相違等から、労働条件・解雇等に関するトラブル等が生じやすい。

ii 実施中の施策

① 留学生の就職等の支援

- ・ 関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により策定した、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、関係省庁の各種制度や施策と連携し、周知・活用促進を図っており、地方公共団体や、企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対しても横展開している。また、同ハンドブックに基づく留学生向けの取組について、企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁から経済団体や大学等への周知を徹底している。

〔経済産業省（厚生労働省、文部科学省等関係省庁）〕《施策番号 286》

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）内に設置した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、関係省庁連携の下、高度外国人材の採用・活躍のため、企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報を発信している。また、高度外国人材に関心を持つ企業に対しては、令和元年度より高度外国人材の採用から入社後の活躍までの様々な段階をサポートする伴走型支援を実施するとともに、中堅・中小企業や支援機関向けに作成した教材等を活用した外国人材活躍のための企業風土の醸成に取り組む等、高度外国人材の就職後の活躍に関する支援を行っている。

さらに、令和2年度以降、オンラインジョブフェアや日本の就労環境等を紹介するセミナー等のイベントの開催を通じ、日本企業への就職意欲を有する高度外国人材に対するPR・就職機会の提供を行っている。

〔経済産業省（法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省等関係省庁）〕

《施策番号 287》

- ・ 「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」等を活用して、外国人留学生等を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施している。さらに、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」や「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」等を活用して、事業主向けセミナー等を通じ、事業主や人事・労務担当、職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知している。

〔厚生労働省〕《施策番号 288》

- ・ ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人の掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図っている。また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 289》

- ・ 大学と労働局（ハローワーク）の間で、協力協定の締結等を通じて連携を強化し、留学早期の就活セミナーから、インターンシップ、就職活動期の個別相談、就職面接会等に至るまでの外国人留学生に対する一貫した就職支援を実施している。また、そこで得られた好事例やノウハウ等を、全国の大学及び関係機関等に共有している。

〔厚生労働省（文部科学省）〕《施策番号 290》

- ・ 日本の食文化海外普及人材育成事業は、日本の食・食文化の海外普及の促進を行うため、調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が引き続き国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度である。本事業の適正な運用を図るとともに、農林水産省ホームページにおいて情報提供等を実施する。

〔法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号 291》

- ・ 「外国人起業活動促進事業」及び我が国の大学等を卒業した外国人による我が国での起業活動に係る在留資格「特定活動」（令和2年11月措置）につき、広報・周知を図っている。また、同事業において経済産業大臣が認定した外国人起業促進実施団体において、同事業を活用する外国人起業家に対する生活状況等を確認し、必要に応じて支援を行っている。

〔法務省、経済産業省〕《施策番号 292》

- ・ 大学が企業等との連携により策定する、留学生の国内企業等への就職に資する質の高い教育プログラムを文部科学省が認定する「留学生就職促進教育プログラム認定制度」について、引き続き制度の普及・促進に取り組んでいる。認定大学には、奨学金の優先配分等を行いつつ、認定期間内で留学生の就職率について設定した目標を達成することを求めている。また、大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業

（地域等連携型）の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとしている。

〔文部科学省〕《施策番号 293》

- ・ 専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築している。

〔文部科学省〕《施策番号 294》

- ・ 大学等における就職率等の情報開示等の取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構の特設サイトにおいて、大学等の情報の掲載を進めている。また、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行っている。

〔文部科学省〕《施策番号 295》

- ・ 入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図っている。

〔文部科学省〕《施策番号 296》

- ・ 介護施設等が行う外国人介護人材の技能向上のための研修や、外国人介護人材を対象に行う研修の講師養成等を行っているほか、外国人留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を推進している。

加えて、介護福祉士国家資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生の介護福祉士養成施設等の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することを目的として、学費や生活費などについて、奨学金の給付等の支援を行っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 297》

- ・ 外国人在留支援センター（F R E S C）を拠点にインターンシップに係る説明会やセミナー等を通じ、企業における留学生や海外からのインターンシップの受入れ促進を図っている。

〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号 298》

- ・ 総合的対応策による取組を踏まえ、留学生の国内就職関連情報について在外公館を通じ情報発信を行っている。

〔外務省〕《施策番号 299》

- ・ キャリアコンサルタント向け講習等を通じ、留学生や企業実務（ダイバーシティ経営等）等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 300》

- ・ 元留学生等の外国人社員を含め企業内におけるキャリアコンサルティングを積極的に実施することにより、外国人材の活躍や定着につなげる企業の事例を取りまとめ、周知を行っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 301》

- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）や経済団体、地方公共団体等から構成される「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」において、外国人留学生の当該地域内日本企業等への就職・定着を支援している。
〔経済産業省〕《施策番号 302》

② 就労場面における支援

- ・ 日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、双方向の学びの機会を提供するため、動画教材や学び方の手引きを企業等に周知するとともに、地方公共団体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、活用促進を図っている。

〔経済産業省〕《施策番号 303》

- ・ 通訳員の配置や 14 言語に対応した多言語コンタクトセンター、多言語音声翻訳機器、求人票の自動英訳、職員による外国人雇用事業所データベースの活用等により、外国人求職者に対する丁寧な相談対応を実施していく。

〔厚生労働省〕《施策番号 304》

- ・ 外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図っている。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業（外国人就労・定着支援事業）について、引き続き着実に実施していく。

<再掲>〔厚生労働省〕《施策番号 147、305》

- ・ 「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」等を活用して、外国人留学生等を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施している。さらに、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」や「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」等を活用して、事業主向けセミナー等を通じ、事業主や人事・労務担当、職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知している。

<再掲>〔厚生労働省〕《施策番号 288》

- ・ 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で作成した、日本国内で働くことに特化したツールを、各企業が活用できる「ひな形」として提供している。

〔厚生労働省〕《施策番号 306》

- ・ 技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、日本語教材を開発、提供する。

<再掲>〔厚生労働省〕《施策番号 148》

- ・ 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を令和 7 年 10 月末時点で 6 県 12 コース実施するほか、都道府県等の実情に応じ、

定住外国人職業訓練コーディネーターを令和7年度に3県5人配置している。また、令和7年度末を目途に好事例の収集及びその周知等を図り、日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。

〔厚生労働省〕《施策番号 307》

- ・ 人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進している。

〔厚生労働省〕《施策番号 308》

③ 適正な労働環境等の確保

- ・ 事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講じている。
 - ✓ 労働条件等に関する事業主と外国人労働者との間のトラブルの発生を予防し、日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場づくりを促進するため、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」をはじめ、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文をやさしい日本語及び外国語に翻訳した「雇用管理に役立つ多言語用語集」やモデル就業規則のやさしい日本語版について、事業主や外国人、ハローワークなどの関係機関に周知している。
 - ✓ 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成金の活用を図るため、周知等を行っている。
 - ✓ 外国人就労・定着支援事業の知見を基に作成した「できることリスト」等を、外国人を雇用する企業等へ周知している。
 - ✓ 多言語はもとより、事業主と外国人労働者双方が理解可能な言語としてのやさしい日本語による労働条件や支援策等に関する情報発信（ホームページ、SNS、パンフレット等）を強化している。

〔厚生労働省〕《施策番号 309》

- ・ 事業主における雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図るために、外国人労働者を雇用する事業主等に対して、雇用管理全般に関する知識やノウハウなどを取得するための雇用労務責任者講習を実施している。

〔厚生労働省〕《施策番号 310》

- ・ 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行っている。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、外国人雇用管理セミナーの積極的な開催、在留カード等読取アプリケーション活用に係る周知・啓発等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援している。

さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 311》

- ・ 都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて 14 言語（日本語を含む。）で対応しており、相談対応の確実な運営の実施を図っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 312》

- ・ 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーにおいて、「多言語コンタクトセンター」（電話通訳）の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 313》

- ・ 事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の発生状況の分析を行い、今後の労働災害防止対策に活用する。

〔厚生労働省〕《施策番号 314》

- ・ ウクライナ避難民を含む外国人の就労支援のため、地方公共団体や NPO 法人等の関係機関とハローワークが連携して丁寧な就職支援を行う取組を促進するとともに、ハローワークが行う就職支援の内容について、効果的な情報発信を行うなど、対応の充実を図っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 315》

【特定技能外国人のマッチング支援策等】

- ・ 特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講じている。
 - ✓ 受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での企業 PR 活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供（16 分野）
 - ✓ 企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催（16 分野）
 - ✓ 分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施（16 分野）
 - ✓ 地方における技能評価試験の実施（16 分野）

〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕《施策番号 316》

- ・ 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を推進している。

〔法務省〕《施策番号 317》

- ・ 発注者・受注者の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価

が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組を推進している。

〔厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会〕《施策番号 318》

【育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等】

- ・ 日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報酬が増えていくことを示すことや、分野別の「育成・キャリア形成プログラム」の策定を進めること等により、キャリアパスの明確化を図っている。

〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等関係省庁〕《施策番号 319》

- ・ 介護分野においては、経済連携協定（EPA）、技能実習、在留資格「介護」、特定技能等、様々な受入れ方法があることから、各制度の要件、関係性、キャリアパス等の周知に努めるほか、外国人介護人材の育成やキャリア支援についての実態を把握し、好事例の周知を図っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 320》

- ・ 特定技能外国人等受入（予定）施設等が実施する、特定技能外国人等が介護現場で日本人職員や利用者と円滑にコミュニケーションを図るために必要な取組や介護福祉士資格を取得するために必要な学習支援に関する取組等について、必要な経費の助成を可能としている。

〔厚生労働省〕《施策番号 321》

- ・ 特定技能制度の円滑な運用のため、在外公館及び分野所管省庁と連携しつつ、人材受入れのニーズの高い国の言語による広報動画、パンフレットの作成又は制度説明会の実施等を行い、送出国の政府、関係機関又は本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な周知・広報を行う。

〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省〕《施策番号 322》

【悪質な仲介事業者等の排除】

- ・ 技能実習及び特定技能の在留資格について、悪質な送出国機関等の関与の排除等を目的とした二国間取決め（MOC）に基づき、送出国政府との定期協議や通報等を通じて、悪質な送出国機関の排除を行っている。

特定技能においては、制度の運用状況を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めることとし、必要に応じ、MOCの内容の見直しを行うとともに、MOCの作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様のMOCの作成に向けた交渉を引き続き進めている。

また、令和9年4月に施行される育成就労制度については、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」において、「原則として、二国間取決めを作成した国から育成就労外国人を受け入れることとし、二国間取決めを通じて、送出国政府と協力し、不適正な送出国機関

の排除や外国人が送出機関に支払う費用の基準の遵守を徹底するほか、送出しに係る費用を含めた送出機関に係る情報の透明性の向上を図る」こととしており、悪質な送出機関を排除するための取組を強化し、その実効性を高めるため、これまでMOCを作成していない国も含めて、MOCの作成に努めている。

〔法務省、厚生労働省、外務省、警察庁〕《施策番号 323》

- ・ 国内の悪質な仲介事業者に関する情報共有のため、法務省、厚生労働省、警察、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生及び特定技能外国人の受入に係る国内の悪質な仲介事業者に関する情報を把握したときは、必要に応じ、その情報を相互に提供している。
- ・ 国外の悪質な仲介事業者に関する情報共有のため、法務省、厚生労働省、警察、外務省、文部科学省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人及び留学生の受入に係る国外の悪質な仲介事業者に関する情報を把握したときは、必要に応じ、その情報を相互に提供するとともに、当該国の政府にもその情報を提供し、当該仲介事業者に対する必要な処分の申入れ等を行っている。
- ・ 国内外の悪質な仲介事業者を排除するため、法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者に関する情報を得たときは、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査、在留資格認定証明書の審査等に活用している。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等、特定技能外国人については関係する登録支援機関等に対し、悪質な場合には法令に基づいて厳格に行政処分を行い、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処しており、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表している。
- ・ 令和9年4月から運用開始となる育成就労制度においては、送出機関が満たすべき要件として、徴収する費用について、算出基準を定めて公表すること、受入れ機関等に対する社会通念上相当と認められる程度を超えた金銭等の供与等や監理支援機関が送出機関に支払った費用の不必要な払戻しを行うことを禁止することなどを新たに盛り込むなど、悪質な送出機関への対応を強化しており、このような取組を通じて悪質な仲介事業者の排除を進めていく。

〔法務省、外務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕《施策番号 324》

- ・ 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組や外国人との共生社会の実現のための受入れ環境整備等に関して情報共有・意見交換をするため、国際会議を開催するなど、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図っている。

〔法務省〕《施策番号 325》

- ・ 職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく指針等の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導を行っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 326》

- ・ 在留外国人の5割以上が開発途上国出身者であることを踏まえ、開発

途上国における労働政策を所掌する府省等に対する技術協力や送出国の法令調査その他の実態把握等を通じて、開発途上国の関係機関と日本側関係省庁、地方公共団体、関係団体等との連携強化、開発途上国の送出機関の監督能力向上及び就労希望者を含む各関係者の情報アクセス向上を図り、法令に基づく適切な受入れ手続を促進している。また、来日前や帰国後に外国人労働者が、送出国側から適切な支援を受けられるよう、送出国側の情報提供体制強化や人材育成・能力強化支援、帰国者のキャリア開発・起業に係る支援等を行っている。こうした技術協力との関係がある場合は、地方公共団体や関係団体等が日本国内において進める取組の側面支援を行っている。

＜再掲＞〔外務省、厚生労働省〕《施策番号 97》

【技能実習制度の更なる適正化】

- ・ 技能実習制度については、依然として多くの問題事案が発生している状況にあることから、技能実習生の在留・就労状況及び実習実施者の現況等に関して、外国人技能実習機構、地方出入国在留管理局や労働基準監督機関の間の情報連携を強化し、実習実施者に所属する技能実習生の現況の把握をより適時・確実に行うことで、これら行政機関による迅速かつ効果的な実地検査を実施する体制を構築している。また、外国人技能実習機構において問題事案に迅速に対応できるよう、援助業務と指導業務を一体的に行う体制を整備している。

〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 327》

- ・ 外国人技能実習機構においては、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、実習実施者や監理団体に対して実地検査等の取組を継続して行っている。検査の結果、労働関係法令違反を把握した場合には、必要な指導等を行って改善を図らせているところであり、同法令違反の態様が重大・悪質である場合は、主務省庁において実習実施者等に対する行政処分等を行うなど厳正に対処するとともに、必要に応じ、関係行政機関に対する情報提供や告発等を行っている。

なお、実地検査や行政処分等の状況については、外国人技能実習機構の「業務統計」や厚生労働省及び法務省（出入国在留管理庁）のホームページにおいて公表している。

〔法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号 328》

- ・ 一部の実習実施者による、長時間労働や賃金不払といった労働関係法令違反、人権侵害行為や技能実習生の妊娠・出産等に係る不適正な取扱いといった問題については、外国人技能実習機構における技能実習計画の認定時や実地検査時に、実習実施者に対して、労働関係法令の遵守等について指導し、実習時間、日本人との同等報酬や人権侵害行為の有無等の確認を徹底している。さらに、技能実習生に対して、監理団体や送出機関を通じて、日本語を含む 10 か国語で作成された広報用動画及び技能実習手帳等を用いて、人権侵害があるなどやむを得ない場合には実習先の変更が可能であること、妊娠・出産等した場合の注意点や利用できる制度、実習実施者や監理団体の不正を知った場合の対応方法、外国

人技能実習機構の母国語相談窓口等について周知している。

今後も、実習実施者や技能実習生に対して、法令違反防止に資する情報の適正な周知を行っていく。

〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 329》

- ・ 技能実習生の失踪事案については、失踪事案発生時の外国人技能実習機構による臨時の実地検査に加え、二国間取決めにに基づき、送出国との間での失踪技能実習生等に関する情報共有、情報連携や、送出国に対する悪質なブローカーの排除の要請などの対応を行っている。また、在留カード番号等の情報を活用した不法就労等の摘発を行っている。他方で失踪防止に資するよう、転籍が認められる「やむを得ない事情」の範囲の明確化やその手続の柔軟化といった運用改善を実施している。

今後も、こうした取組を通じて、失踪防止対策に取り組んでいく。

〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 330》

- ・ 技能実習生の賃金等については、毎年、実習実施者から提出される実施状況報告書を集計し、外国人技能実習機構において公表している。また、外国人労働者の賃金等については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において公表している。

今後も外国人労働者の賃金等に係る統計調査等を引き続き実施していく。

〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 331》

【国土交通分野における外国人材の受入に係る共生の取組】

- ・ 月給制の義務化や受入後講習等の建設分野独自の上乗せ措置を講ずることにより、外国人材の円滑かつ適正な受入を図るとともに、（一般社団法人）建設技能人材機構（ＪＡＣ）における無料日本語講座、母国語による安全衛生教育等を通じ、外国人材の育成に取り組んでいる。また、受入企業による地域貢献の取組等への表彰やＪＡＣによる日本人従業員向けの外国人共生講座等を通じて、秩序ある共生に取り組んでいる（建設分野）。
- ・ 地域コミュニティとの連携のための先端的な取組を行う企業によるモデルケース事例の収集・情報発信を行い、これを参考に各企業が共生に向けた地域コミュニティとの連携を積極的に行う（造船・船用工業分野）。
- ・ 外国人材の受入に際し、必要事項や活用できる支援措置を取りまとめた「ガイドブック」（技能実習：平成 30 年 8 月策定、令和元年 9 月改訂、特定技能：令和 7 年 5 月策定）のほか、外国人を含む多様な人材が活躍できる環境の整備等に向けた取組項目や優良事例をまとめた「自動車整備士等働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」（令和 6 年 3 月策定、同 7 年 6 月改訂）を策定し周知に取り組んでいる（自動車整備分野）。
- ・ 空港業務を持続可能なものにしていくため、全国の空港関係者における多様な人材受入に関する事項を含む取組事例をとりまとめ、他の空港関係者の参考となるよう横展開しており、直近では令和 7 年 4 月にとりまとめたものを展開している（航空分野）。

- ・ 国土交通省及び業界団体による個別電話等の相談対応やホームページにおけるQ & A等の情報発信を実施している。また、「自動車運送業分野特定技能協議会」による情報共有、説明会やセミナー等における周知活動を実施している（自動車運送業分野）。
- ・ 観光庁において、外国人材向けに、宿泊分野の特定技能に係る手続や必要書類等の基本的な情報をまとめた動画を作成し、令和7年5月に公開済み（宿泊分野）。

〔国土交通省〕《施策番号 332》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 技能実習制度については、地方出入国在留管理局が必要に応じ外国人技能実習機構と連携して行う監理団体・実習実施者に対する調査を強化するとともに、迅速かつ厳正な行政処分等を実施し、制度の更なる適正化に取り組む。

外国人技能実習機構の業務システムについては、引き続き出入国在留管理庁の業務システムとの円滑かつ的確な情報連携を推進するとともに、各種手続の申請等のオンライン化を検討する。

〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 333》

- ・ 外国人労働者の労働災害を防止するためには、事業者は作業に応じた一般的な労働災害防止対策を講じることに加え、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による労働安全衛生教育の実施等に取り組む必要があり、これらの取組を支援するため、厚生労働省においては、外国人労働者を雇用する事業者向けの業種別安全衛生管理マニュアルの作成、危険を視覚・直感的に理解するためのイラストによる安全表示及び言語別に作成した視聴覚教材等の周知を行う。

また、外国人労働者を雇用する事業者に対し、これらの支援内容を活用した安全衛生管理のポイントを解説するセミナー等を開催し、外国人労働者の労働災害防止を図る。

〔厚生労働省〕《施策番号 334》

【国土交通分野における外国人材の受入に係る共生の取組】

- ・ J A Cにおける無料日本語講座や日本人従業員向けの外国人共生講座等の更なる充実に取り組むほか、外国人材に対する日本の文化・マナーに関する教育の実施等に取り組む（建設分野）。
- ・ 自動車整備分野における外国人材の受入に伴う課題について、事業者と外国人双方を対象とした調査を実施する（自動車整備分野）。
- ・ 雇用後のスキルアップのため、日本語教育・業務マニュアルの多言語対応化といった取組への支援を行うことを予定（航空分野）。
- ・ 外国人の社会生活上のルールや地域の風習などへの理解促進に向けて、宿泊事業者で実施している優良事例等についてとりまとめ、令和9年3月末を目指し作成・公表する。また、令和2年3月に作成をした宿泊業における生活・業務マニュアルを、令和9年3月末を目指し更新する（宿泊分野）。

- ・ 外国人向けの研修の機会等を捉え、日本語、社会生活上のルール等への理解促進に係る取組を進める。また、受入れ企業等による集団生活の上で注意すべき内容を日本語に加え、母国語を併記した「寮ガイド」の説明等の優良事例の奨励や水平展開等に協議会等を通じて秩序ある共生社会の実現に向けて取り組む（鉄道分野）。
- ・ 協議会の枠組み等を活用し、自動車運送業分野における外国人材の日本社会での共生に資する優良事例等を周知共有する（自動車運送業分野）。

〔国土交通省〕《施策番号 335》

iv 今後の課題

【国土交通分野における外国人材の受入れに係る共生の取組】

- ・ 自動車整備分野における人材確保に向けた取組を前提に、外国人材の受入れに伴う課題の調査結果等を踏まえ、外国人材の日本社会での共生に資する対策を検討する（自動車整備分野）。
- ・ 自動車運送業分野における人材確保に向けた取組を前提に、外国人材の受入れに伴う課題等を踏まえ、外国人材の日本社会での共生に資する対策を検討する（自動車運送業分野）。

〔国土交通省〕《施策番号 336》

（４）「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

i 現状と問題点

- ・ 高齢の外国人を取り巻く実態や課題が十分に把握できていない状況にある。
- ・ 年金制度においては、法令に規定する適用要件に該当すれば、国籍を問わず国民年金及び厚生年金保険に加入し保険料を納付する必要があるが、納付月数が少ない者に対しては、任意加入制度等の利用により、年金の確保が図られているところ、こうした制度も含め、現役世代の段階から周知していく必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 外国人が「高齢期」を迎えたときに年金を受給できるよう年金制度の周知を図るため、多言語によるパンフレットの配布、日本年金機構ホームページ及び出入国在留管理庁ホームページの外国人生活支援ポータルサイトへの掲載等、現在実施している外国人向け周知・広報を継続するとともに、更なる充実の検討を進めている。また、周知・広報の実効性をより高めるため、周知・広報の機会の拡大の検討を進めている。

〔厚生労働省〕《施策番号 337》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 基礎的な調査・検討を受けて、省庁横断的に、更に具体的な調査・検討（外国人を受け入れることのメリット・デメリットも含む。）、将来推計等を行うとともに、体制の強化を検討する。

＜再掲＞〔内閣官房、法務省等関係省庁〕《施策番号 109》

iv 今後の課題

- ・ 今後、外国人に係る諸課題（社会保障や教育、文化・宗教などを含む。）を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、関係省庁で連携して政府全体での検討を推進し、受入れに関する基本的な考え方を検討する。

＜再掲＞〔全省庁〕《施策番号 110》

- ・ 上記検討において、外国人の受入れに当たっての国、地方公共団体や受入機関等との役割分担、関連する将来推計等を踏まえた受入れの在り方等を総合的に検討する。

＜再掲＞〔全省庁〕《施策番号 111》

- ・ この点に関する検討は、「在留管理の適正化」・「在留資格の在り方の検討」の一層の推進や、多くの外国人が在留することを前提としていなかった諸制度の適正化の実施状況・成果等も踏まえつつ行う。

＜再掲＞〔全省庁〕《施策番号 112》

（５）ライフステージに共通する取組

i 現状と問題点

- ・ ライフステージに共通する課題として、生活をする上でより重要な分野について、制度等の正確な理解が必要であることから、母国語による情報提供や相談対応等を引き続き進めて行く必要がある。

ii 実施中の施策

- ・ 特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語等による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。

〔こども家庭庁、消費者庁、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号 338》

- ・ 全国の医療機関や薬局に関する情報について、多言語やスマートフォンでの検索も可能とした検索サイトである「医療情報ネット（ナビイ）」を構築しており、適切な医療機関や薬局の選択のため、当該サイトにおける情報提供の充実を図っている。

〔厚生労働省〕《施策番号 339》

- ・ 在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育、観光客等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動等を推進している。

特に、特定技能制度等により国内で働く外国人運転者に対しては、雇

用者や関係機関等による交通安全対策の充実を図っている。

また、外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させるとともに、訪日外国人をはじめとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー業界、シェアサイクル事業者、特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者等と連携した多言語対応の広報啓発を推進している。

さらに、外国人の交通安全意識を醸成するため、地域の交通安全活動に、外国人コミュニティや居住する外国人の参加を促し、その取組を支援する活動の推進を図っている。

加えて、外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの多言語化を図るほか、運転免許センター等において日本の交通ルールに関する資料を配布するなど、広報啓発活動を充実させるとともに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化している。

〔警察庁〕《施策番号 340》

- ・ 外国人からの 110 番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を活用している。また、外国語による対応が可能な職員の配置や語学研修等の教養の実施に引き続き努めるほか、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応を促進している。さらに、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図っている。

〔警察庁、法務省〕《施策番号 341》

- ・ 通訳人との連携等による巡回連絡の実施、外国人に対する 110 番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施等防犯対策の充実を図っている。また、関係行政機関等とも連携しつつ、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織が浸透することの防止等を図っている。

〔警察庁〕《施策番号 342》

- ・ 外国人が円滑に住宅を探し、住むことができるよう、不動産関係団体その他関係者と協力して、賃貸住宅においては、14 言語で多言語対応している賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルである「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や、外国人向けの日本での部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続等を内容とする「部屋探しのガイドブック」、賃貸住宅でトラブルになりやすい原状回復の考え方をまとめた「賃貸住宅を退去する時の原状回復のポイント」等について、ホームページでの公表や関係事業者への研修会、外国人の就労支援機関等を通じて、引き続き広く周知・普及を図っている。併せて、外国人の言語対応サポートを行っている家賃債務保証業者の一覧について、ホームページでの公表等を通じて、広く周知している。

また、不動産関係団体において作成した、特定技能制度や技能実習制

度及びそれに基づいて入国する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックについて、登録支援機関、不動産所有者等に対して引き続き周知・普及を図るとともに、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談を実施している。

このほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供や、当該住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して行う地方公共団体と協調した家賃低廉化補助等及び、住宅確保要配慮者の入居支援等を行う居住支援法人や居住支援協議会に対する支援を実施している。

分譲マンションにおいては、マンションを購入した外国人区分所有者に対し日本におけるマンション管理のルール等を啓発する多言語パンフレットを制作し、周知・普及を図っている。

〔国土交通省〕《施策番号 343》

- ・ 公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っている。このような地方公共団体における取組を更に推進していく。

また、UR賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進している。

〔国土交通省〕《施策番号 344》

- ・ 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む16言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む。）の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図っている。

また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促している。

さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう対応を促している。

〔金融庁〕《施策番号 345》

- ・ 資金移動業者の口座への賃金支払について、適正な制度運用や、労働者、使用者、資金移動業者等への周知を実施する。特に外国人労働者に対しては、多言語の外国人向けリーフレットも活用しながら、理解の促進を図っている。

〔厚生労働省、金融庁〕《施策番号 346》

- ・ 在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、日

本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、携帯電話事業者等における多言語対応に向けた取組及び在留カードによる本人確認手続の円滑化に資する取組を推進している。

〔総務省〕《施策番号 347》

- ・ 社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進している。併せて、国民健康保険について、市区町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進している。

〔厚生労働省〕《施策番号 348》

- ・ 外国人に対する国民健康保険制度の周知・広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。

〔厚生労働省〕《施策番号 349》

- ・ 出入国在留管理庁において、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を3つの柱とし、国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）等の協力も得ながら、難民等認定制度の運用の一層の適正化を図っている。①については令和5年3月に「難民該当性判断の手引」を策定し公表しているところ、手引の内容の正確性等について不断の検討を行う。また、②については難民調査官を対象とした研修を実施しているところ、その内容を含めて不断に見直しを行う。③についてはU N H C R等の関係機関と適切に連携しながら最新の出身国情報の収集・分析体制を更に充実させている。今後も①～③について継続して取り組んでいく。

〔法務省〕《施策番号 350》

- ・ 条約難民、補完的保護対象者及び第三国定住難民に対して、関係省庁が連携し、日本語教育や生活ガイダンスの受講等、我が国での自立に向けた支援を適切に実施している。

〔法務省等関係省庁〕《施策番号 351》

5 その他

（1）秩序ある共生社会の実現に向けた、日本社会の意識醸成

i 現状と問題点

- ・ 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けては、日本社会が、その実現について理解し協力するよう努めていくことも非常に重要であり、秩序ある共生社会の実現に向けた意識醸成が重要な課題である。

ii 実施中の施策

- ・ 令和6年から毎年1月に外国人との共生社会の実現に向けた啓発月間「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」を実施し、小中高生等を対象とする「出前講座」など、様々な啓発活動を実施している。また、各地の外国人在留支援に関係する機関が実施するイベントにおいて、外国人在

留支援センター（F R E S C）に関する広報活動を行うほか、当該イベントについて、F R E S Cにおける周知・協力等を行うなど、地域における啓発活動を推進し、共生社会の実現に向けた意識を醸成している。

〔法務省〕《施策番号 352》

- ・ 政府における外国人に関する共生施策についての理解を促進するため、令和5年度より毎年度、共生施策の実施状況を小冊子「HarmoniUP!」として取りまとめ、公表している。

〔法務省〕《施策番号 353》

- ・ 法務省の人権擁護機関において、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現を図るため、各種人権啓発活動を実施している。

〔法務省〕《施策番号 354》

- ・ 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行っている。

〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号 355》

- ・ 日本語以外に10言語で対応（対面での相談は約80言語に対応）している法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、多言語による広報を展開し、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図っている。

〔法務省〕《施策番号 356》

- ・ 地方公共団体における多文化共生関連業務を円滑に実施することができるよう、J I C A海外協力隊経験者等、国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けJ I C Aとの連携を強化している。また、J I C A海外協力隊をはじめ、国民等の協力活動を推進する観点からも、J I C Aが全国に配置している国際協力推進員や国内拠点を活用し、国際協力や途上国についての理解促進を図っている。さらに、J I C Aによる研修員の受入事業等を通じて、開発途上国の親日外国人材（日系人を含む。）に地方公共団体等での研修機会を提供することで、日本と開発途上国間双方の学びあいを推進している。

〔外務省〕《施策番号 357》

（２）外国人に対する支援や在留管理のための情報収集及び関係機関間の連携

i 現状と問題点

- ・ 外国人がどのような問題に直面し、どのような支援を必要としているかを把握し、ニーズに応じた支援を提供できるよう、国、地方公共団体、民間支援団体等が連携し、情報収集や情報発信、相談対応等の強化を図る必要がある。
- ・ 外国人が抱える多様化・複合化する問題に対応するためには、各関係機関が提供可能な支援をコーディネートする人材の育成等が課題となっている。

ii 実施中の施策

- ・ 在留支援業務に従事する職員向け研修を充実することにより、専門性の高い職員を育成し、外国人の支援や受入れ環境整備を促進している。
〔法務省〕《施策番号 358》
- ・ 在留外国人が安定的かつ円滑に在留するために必要な各種情報を外国人に対してきめ細かく伝達するため、関係省庁がそれぞれ把握している NPO・NGO 等の民間支援団体、キーパーソンやインフルエンサー等の情報を集約し、当該情報を関係省庁に共有している。また、令和 4 年度より民間支援団体等が外国人に対して行うアウトリーチ支援の取組を支援するための事業を実施し、当該実施状況の分析・検証を行うなど、情報発信等の充実・強化に向けた取組を推進している。
〔法務省、外務省、厚生労働省、総務省等関係省庁〕《施策番号 359》
- ・ 外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携を促進している。
〔法務省、厚生労働省、総務省〕《施策番号 360》
- ・ 在留申請オンラインシステムについては、利用者アンケートの結果等を踏まえて添付データ容量の拡大や一時保存機能の実装など利便性向上に係るシステム開発を行い、令和 8 年 1 月に運用が開始されたところ、引き続き、オンラインによる在留手続について定期的に利用者アンケートを実施し、その結果等を参考にして、利便性の向上につながる改修を進めていく。また、在留申請オンラインシステムを利用したことがない方も対象とした広報を行い、幅広い層への利用促進を図る。
〔法務省〕《施策番号 361》
- ・ 総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」（令和 2 年度改訂）及び本総合的対応策を踏まえ、地方公共団体が取り組む施策を支援している。また、各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における共生施策の更なる推進を図る。
〔総務省、法務省〕《施策番号 362》
- ・ 在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。
〔総務省〕《施策番号 363》

（３）交付金の在り方の見直しを含む、支援策の拡充

i 現状と問題点

- ・ 国民の安全・安心を確保するためにも、外国人の受入れに当たっての環境整備が不可欠となっている。この点、外国人の受入れを巡っては、地方公共団体における負担増加も指摘されており、こうした負担への対策や国と地方公共団体、そして受入れ機関との役割分担の検討も課題となっている。

ii 実施中の施策

- ・ 在留外国人に対して情報提供や相談対応を行う一元的相談窓口を設置
- ・ 運営する地方公共団体を、国が外国人受入環境整備交付金により財政支援している。

<再掲>〔法務省〕《施策番号 91》

- ・ 令和元年度よりデジタル分野をはじめとした高度外国人材を含む外国人材の受入支援や共生支援などの優良事例の収集・分析を行い、地方公共団体向けセミナーを開催するなどして横展開を行っている。また、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく先導的な取組については、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用も含め支援している。

〔内閣府、内閣官房〕《施策番号 364》

- ・ 令和元年度より地域それぞれが抱える社会課題の解決に向け、外国人材を活用しようとする地方公共団体等においてニーズに沿った外国人材との円滑なマッチングが行われるように、在外公館等を通じた国外の外国人材への広報や国内関係機関を通じた在留外国人への広報を行うなど適確なマッチングの支援を進めている。また、地方公共団体等において外国人材が柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となる包括的な資格外活動許可の活用を地方公共団体等に対し周知し、外国人材の活躍を促進している。

〔内閣官房、外務省、法務省〕《施策番号 365》

- ・ 地方公共団体等との連携により、JETプログラム終了者や留学生等が地域産業の担い手や地域おこし協力隊員等として活躍できるよう、マッチングの機会の拡大等を行っている。

〔総務省〕《施策番号 366》

iii 速やかに実施する施策

- ・ 一元的相談窓口の相談員が、地域の団地や公民館等に出向き、「生活オリエンテーション動画」や「外国人生活支援ポータルサイト」を活用して、日本の制度や生活マナーをアウトリーチ型で情報発信する取組を試行的に実施する。

〔法務省〕《施策番号 367》

- ・ 一元的相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11言語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組を外国人受入環境整備交付金により財政的に支援するとともに、同相談窓口だけでは情報が届きにくい層にも生活に必要な制度やルールを周知するアウトリーチ型のオリエンテーションの取組を試行的に実施する。

<再掲>〔法務省〕《施策番号 267》

iv 今後の課題

- ・ 受入れ環境整備に取り組む地方公共団体への支援を一層充実させるため、アウトリーチ型のオリエンテーションの試行実施の実施状況等を踏まえつつ、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入環境

整備交付金についての見直し等、一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討するなど、国と地方公共団体が連携して課題に取り組む。
＜再掲＞〔法務省〕《施策番号 102》

（４）外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

i 現状と問題点

- ・ 今後、外国人へのきめ細かな支援を実施していくに当たっては、政府統計や世論調査等に基づいて外国人の生活に係る実態を把握しておく必要がある。
- ・ 政府統計等の中で、「国籍」、「在留資格」等が調査項目として採用されている統計は限られており、その実態を十分に把握することは困難な状況にある。

ii 実施中の施策

- ・ 出入国在留管理庁が保有する行政記録の活用の在り方に関するニーズ調査の結果を踏まえ、実現可能な統計表から、順次作成・公表等の準備を進めている。

〔法務省〕《施策番号 368》

- ・ 外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、労働移動等の実態を適切に把握するための統計調査を実施している。

〔厚生労働省〕《施策番号 369》